

令和元年10月28日

法教育推進協議会教材作成部会委員 磯山 恭子
(静岡大学教育学部教授)法教育授業実施者 杉山高久
(静岡県森町立森中学校教諭)法教育授業実践報告
(中学生向け法教育視聴覚教材「ルールづくり」)

1 実施日時

令和元年9月27日(金) 午前8時40分～午前9時30分(第1時限)

2 実施校等

(1) 実施校

静岡県森町立森中学校

(2) 学年

第3学年

(3) 教科等

社会科「公民的分野」

(4) 指導者

同校教諭 杉山高久

3 単元等

(1) 単元(学習指導要領における位置付け)

ごみ収集に関するルールを作ろう(中学校学習指導要領「社会科(公民的分野)」の大項目「(1) 私たちと現代社会」の中項目「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」)

(2) 目標

ルール作成による紛争解決を通じて、社会生活におけるルールの意義及び取り決めの重要性やルールの必要性、それを守る意義について理解する。

(3) 指導計画

1時間目・・・「ごみ収集に関するルールを作ろう」(本時)

4 本時

(1) 目標

ア ルールについての関心を高め、社会生活におけるルールの意義について考える態度を養う。

イ ルール作成による紛争解決を通じて、社会生活におけるルールの意義及び取

り決めの重要性やルールの必要性，それを守る意義について理解する。

(2) 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (9分)	<p>課題（日常生活における紛争）を把握させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「これから，ある町で起こった事件を解決するためのルールを話し合っ作るという学習をします。まず，どういう問題が起きているのか見てみよう」と発問し，視聴覚教材「問題提起1」を視聴させる。【約6分（～6：05）】 ・「ごみ収集場所をどこにするのか，みんなにごみ出しのルールを守ってもらうにはどうしたら良いかなどを考える必要があるようだけど，町に住んでいる人たちがそれぞれどのような考えを持っているか，映像の続きを観て，話し合いをする前にもう一度確認しておこう」と発問し，視聴覚教材「問題提起2」を視聴させる。【約2分（6：05～8：20）】 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に自分が担当する立場を知らせておく。 ・特に自分が担当する立場の人物がどのような主張をしているのか意識して視聴するように促す。
展開① (10分)	<p>紛争解決のためのルールづくり・合意形成を行わせる（立場ごとの意見の形成）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「それぞれ町の人たちの立場ごとに分かれて班を作って，それぞれの立場から解決策を考えてみよう」と発問し，同じ立場の生徒同士のグループを作り，生徒間で話し合いを行わせる。（約10分） <p>班で作成した町内会規約を記入したホワイトボードを黒板に掲示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・班ごとの役割演技に徹し，自分たちの立場を理解し，その立場から問題の解決策を考える（町内会長役の生徒は客観的な立場から解決策を考える。）。また，他者を説得できる案を提示する。 ・発表用のホワイトボードに町内会規約を記入させる。 ・罰則を設けることのみに着目しないよう留意する。 ・ここでは，第三者の立場にある町内会長の解決策は発表しない。 ・次の町内会の班で確認できるので発表は省略する。

<p>展開② (17分)</p>	<p>紛争解決のためのルールづくり・合意形成を行わせる(各立場の者との話し合い)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「それぞれの立場の人たちが考えた解決策を踏まえ、各班から1名ずつ集まって町内会の班を作り、話し合っ町内会規約を作ってみよう」と発問し、各立場1名ずつからなるグループを作り、生徒間で話し合いを行わせる。(約10分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・話し合いは、第三者の立場である町内会長役の生徒を中心に行う。 ・問題点、対立点を明確にししながら、グループで話し合いをする。 ・自分の意見を主張しすぎたり、周りの意見に安易に流されたりせず、お互いに納得する話し合いをするように促す。 ・町内会規約の論点が拡散するとき(ごみ収集場所を地下に設ける、2階建てにする等というように)は、論点を整理する。
	<p>生徒から発表させる。(約7分)</p>	
<p>展開③ (9分)</p>	<p>ルールの評価を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なぜルールが必要なのか、そして良いルールとはどのようなものなのか、その評価の視点を意識して映像を観てみよう」と発問し、視聴覚教材「解説1」、「解説2」を視聴させる。【約7分(8:20~15:10)】 	
	<p>ルールの評価を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今学んだルールを評価する4つの視点にあてはめて、みんなが作ったルールを評価してみよう」と発問し、生徒個人による振り返りをさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・①手段の相当性、②明確性、③平等性(公正さ)、④手続の公平性の4つの視点から評価する。
<p>まとめ (5分)</p>	<p>教員によるまとめを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今日はみんなで町内会規約というルールを考えてもらったけど、町内会規約だけではなく、私たちが住む社会にはさまざまなルールがあるが、映像で見たように、実際に私たちの社会に存在するルールがもめごとの解決に役立っているし、みんながルールを守ることによって、安心して暮らすことができている。 そして、誰か一人でルールを決めてしまうのではなく、みんなが 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールの機能について言及する。 <ul style="list-style-type: none"> ・紛争を解決する機能 ・秩序を維持する機能 ・手続の公平性について言及し、ルールが多様な意見を尊重するものであることに触れる。

	話し合いに参加して決めることで、 いろいろな人の意見を尊重するこ とができるルールになるし、決め たルールを納得して受け入れる ことができる。」	
--	--------------------------------------------------------------------------------------	--

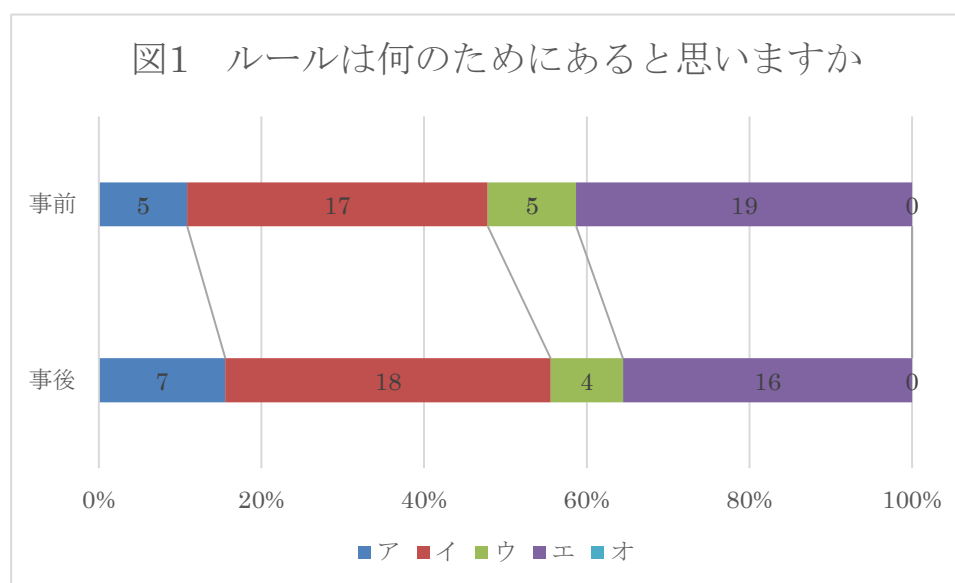
(3) 実践報告（成果と課題など）

ア 成果

単元の時間配分は、2時間が理想であるが、今回の実践授業のように、映像を活用して、事例の問題把握や評価の視点説明にかかる時間を短縮することで、1時間でルール作りからルールの評価まで行うことができた。

授業前後のアンケートで、「ルールは何のためにあると思いますか。自分の考えに近いものを2つ選んでください。ア、いろいろな人たちの異なる考えや意見をまとめるため。イ、いろいろな人たちが対等に生活できるようにするため。ウ、弱い立場の人たちを守るため。エ、犯罪を防いだり、社会の秩序を守るため。オ、その他」についての質問の結果をまとめたのが図1のグラフである。事前事後を通して多いのは、イとエであるが、授業を通して増加したのは、アとイであった。今回の様々な立場に分かれて話し合っって紛争を解決した経験が反映されたように考えられる。

また、事前と事後で9名に意見の変容が見られた。ルールの意義について深く考えるきっかけとなった。また、9名中4名がアへの変容であり、ルールの意義の中でも紛争を解決する役割に対する理解の深まりが見られ、目標に迫ることができた。



イ 課題

実践授業では、それぞれの立場の意識をより持たせる必要があった。立場の書かれた名札を付けるなどの支援をすると効果的であった。

また、ごみ収集場所をどこにするのかという視点と、ごみ捨てのルールを分けて考えてしまっていた。ごみ収集場所をどこにするのかということも、

ごみ収集に関するルール（町内会規約）の一部であるところ、ごみの捨て方に関する適切なルールを策定することにのみ議論が集中し、過去に川上さんが被った不利益も考慮した上で、ごみの収集場所も含めたルールを考えるとの観点が少し不足していたと思われた。そのため、例えば、川上さんの家の前にこのままごみ収集場所を置き続けるのならば、川上さんへの不利益を緩和するようにごみ捨てのルールを考えるという視点も加えて考える必要があった。

ウ 生徒の様子

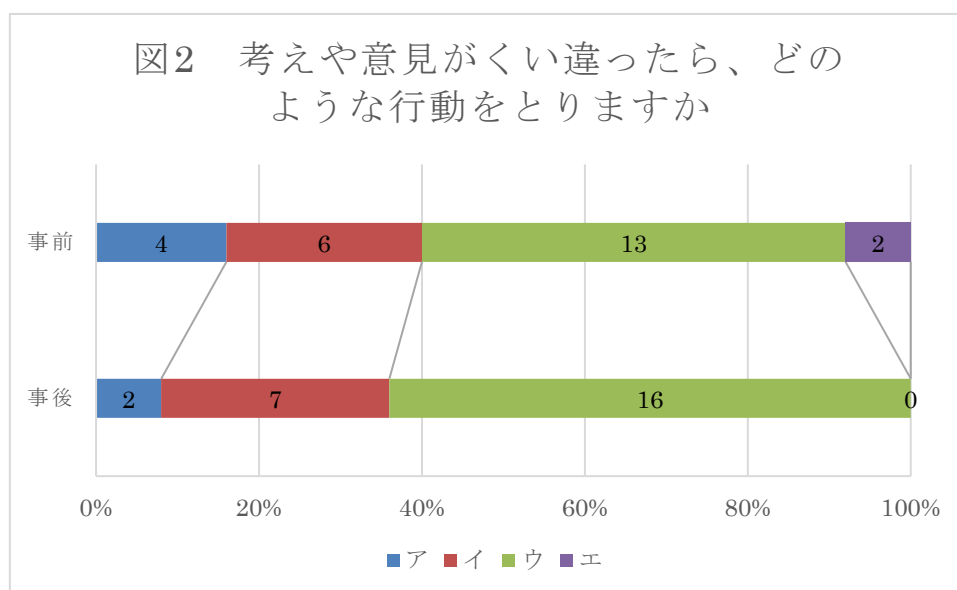
(ア) 授業での様子

最初の同じ立場での話し合いでは、映像から読み取った自分の立場の主張を基に、ごみ収集場所、ごみ出しのルールを考えることができた。その後、5～6人の町内会の班での話し合いでは、各立場の町内会規約の発表・説明で時間がかかり、議論する時間が短くなってしまった。

また、5つの班の中で、3つの班がもともとあった川上さんの家の前、1つの班が山村さんの家の前、1つの班が3つの場所全てにごみ収集場所を設置する規約を提案した。ルールの内容として、ごみ袋に名前を書く、ごみ捨てのルールを破った人にペナルティとしてごみ捨て当番を行わせる。カラスに荒らされないようにネットを設置する、ルールが書かれた看板を設置するなどが挙げられた。ルールを評価する活動では、映像の説明が具体例を示すなど理解しやすい内容で、4つの視点の理解に役立ち、視点に応じて評価することができた。

(イ) アンケートに見られる生徒の変容

「周囲の人たちと考えや意見がくい違ったら、あなたはどのような行動をとりますか。あなたがとるであろう行動に最も近いものを選んでください。ア、自分の考えに基づいて行動する。イ、相手の考えに合わせて行動する。ウ、お互い納得するまで話し合ってから行動する。エ、その他」という質問において事前と事後の結果をまとめたのが図2のグラフである。事後では、ウの「お互いに納得するまで話し合ってから行動する。」を選ぶ生徒が3名増加している。異なる立場で話し合っ町内会規約を作成する体験を通して、お互いに納得するような話し合いの大切さに気付くことができたと考えられる。



「あなたが考える望ましいルールの決め方を書いてください。」という質問に対して、「全員で話し合う」、「納得(合意)」、「平等(不利益が偏らない)」、「明確」といった語句を使い回答する生徒が増えた。「全員で話し合う」は、25名中事前は8名だったのが、事後は13名に増加した。「納得(合意)」は10名から12名に増加。「平等」は3名から7名に、「明確」は0名から3名に増加した。そうした表れからも、ルールに対する理解の深まりが見られた。

(ウ) 映像に対する生徒の声

事後アンケートでは、「映像は、問題の理解・ルールづくりに役立ちましたか?」という質問をした。25名中24名の生徒が「はい」と答えた。その理由については、「問題の状況の整理がわかりやすかった。」、「具体的な例を提示してわかりやすかった。」、「文章だけではわかりにくいことがあった。」、「ルールをつくるときに重要なことが分かった。」という意見が出ていた。紛争の問題点の整理・理解やルールの評価の視点について効率的に行うことができた。

「いいえ」の1名の理由は、「まだ理解できなかった。」とあり、授業者の補足の支援が必要であった。

エ 実践における工夫

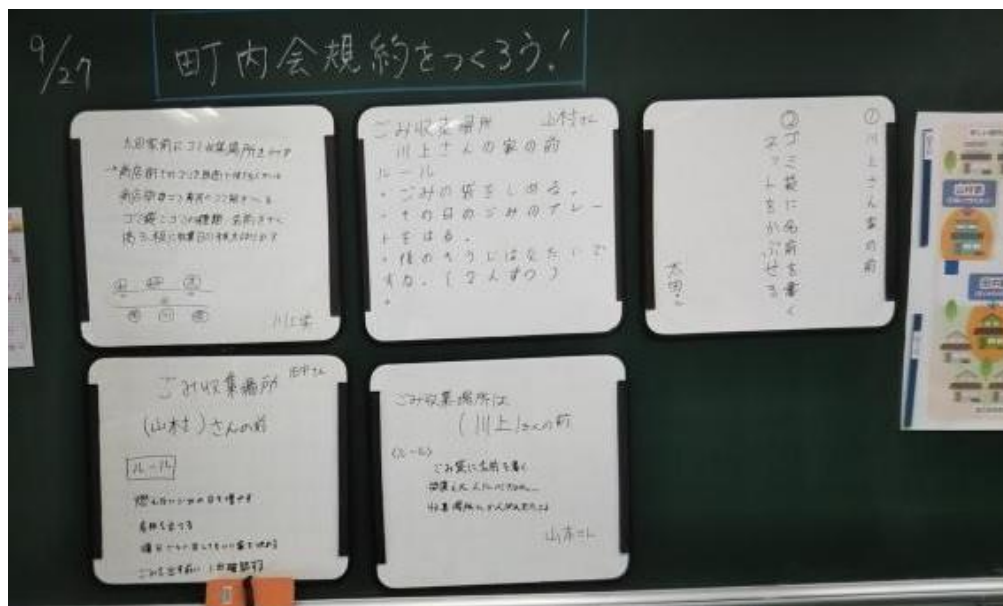
グループ分けについて、実践した学級的人数が27人だったため、6人グループを2つ、町内会長の立場を抜かした5人グループを3つにグループ分けをした。5人グループの司会は生活班の班長が行うように指名した。

(4) 参考資料(使用教材・資料、授業の様子・板書など)

ア ワークシート

別紙1のとおり。

- イ 授業アンケート
別紙2のとおり。
- ウ 授業の様子・板書



- 5 参考：新学習指導要領における位置付け
新学習指導要領 社会科「公民的分野」
大項目「A 私たちと現代社会」
中項目「(2) 現代社会を捉える枠組み」

対立と合意，効率と公正などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ごみ収集に関するルールづくりの単元は，ごみ出しをめぐる紛争（対立）について，立場に分かれて話し合う活動を通してお互いに納得するルールをつくる（合意）

という、「対立」から「合意」に至るプロセスを体験的に学ぶことができる教材である。さらに、新学習指導要領の内容を踏まえ、ルールを「効率」と「公正」の視点で作成・評価する方法も考えられる。

例として、第1時に「対立」と「合意」、「効率」と「公正」といった現代社会の見方・考え方などの基本的な概念を学習する。第2時に、ごみ収集に関するルールを役割分担を行いながら話し合っ決めて活動を行う。留意点として、ルールをつくる時に、「効率」と「公正」の視点を意識するように促していく。第3時に町内会のグループで作成したルールを発表し、「効率」と「公正」の視点でルールを評価する活動を行う。「効率」の視点は、無駄を省くという考え方であり、より少ない労力で解決に導いているのかを評価する。例えば、ごみ収集場所を3つ全ての場所にすると案が出た場合、ごみ回収をする立場の労力が増えて効率ではないといえる。「公正」の視点では、まずみんなが参加して決めているかという、「手続の公正さ」の評価を行う。また「不当に不利益を被っている人をなくす」、「みんなが同じになるようにする」といった「機会の公正さ」や「結果の公正さ」について評価する。そうすることで、「対立」と「合意」、「効率」と「公正」の見方・考え方を学ぶことができる。

● ゴミ収集に関するルールを作ろう ◀ ワークシート 3

3年()組()番 氏名

町内会規約を作ってみよう!

自分の班の立場は

自分で考えた発言内容

① ゴミ収集場所はどこに

② ゴミ出しのルール

1

2

3

4

③ ①と②の理由

● ゴミ収集に関するルールを作ろう <ワークシート 4>

3年()組()番 氏名

町内会規約を作ってみよう!

1 グループで決定した町内会規約とその理由

①ごみ収集場所は

とします。

②その理由は

.....

.....

.....

です。

2 1の町内会規約を各自で評価してみよう。

A:はい B:どちらでもない C:いいえ

ルール評価の項目	評価結果	BかCに○を付けた理由
①ルールづくりにみんなが参加し、ルールを作る過程に問題はありませんか?	A B C	
②立場が変わってもその決定は受け入れられますか?	A B C	
③そのルールはいろいろな解釈ができませんか?	A B C	
④ごみ収集場所の問題を解決するという目的を実現するために適切な手段ですか?	A B C	

3 授業を通して、ルールについて、どのようなことを考えましたか。

.....

.....

.....

● ゴミ収集に関するルールを作ろう <ワークシート 1>

3年()組()番 氏名

「ルールをみんなで作ってみよう」事前質問

これから、「ルールをみんなで作ってみよう」について学習します。この学習に関わる次のことに答えてください。

1 周囲の人たちと考えや意見がくい違ったら、あなたはどのような行動をとりますか。あなたがとるであろう行動に最も近いものを選んでください。

- **ア** — 自分の考えに基づいて行動する。
- **イ** — 相手の考えに合わせて行動する。
- **ウ** — お互い納得するまで話し合ってから行動する。
- **エ** — その他 ()

2 様々な人たちがいる社会には、必ずルールがあります。あなたは、ルールは何のためにあると考えますか。自分の考えに近いものを2つ選んでください。

- **ア** — いろいろな人たちの異なる考えや意見をまとめるため。
- **イ** — いろいろな人たちが対等に生活できるようにするため。
- **ウ** — 弱い立場の人たちを守るため。
- **エ** — 犯罪を防いだり、社会の秩序を守るため。
- **オ** — その他 ()

3 あなたが考える望ましいルールの決め方を書いてください。

● ゴみ収集に関するルールを作ろう <ワークシート 5>

3年()組()番 氏名

「ルールをみんなで作ってみよう」事後質問

これまで、「ルールをみんなで作ってみよう」について学習し、この学習の中で様々なことを学んできました。その上で、もう一度皆さんの考えを聞かせてください。

1 周囲の人たちと考えや意見がくい違ったら、あなたはどのような行動をとりますか。あなたがとるであろう行動に最も近いものを選んでください。

- **ア** —— 自分の考えに基づいて行動する。
- **イ** —— 相手の考えに合わせて行動する。
- **ウ** —— お互い納得するまで話し合ってから行動する。
- **エ** —— その他 ()

2 様々な人たちがいる社会には、必ずルールがあります。あなたは、ルールは何のためにあると考えますか。自分の考えに近いものを2つ選んでください。

- **ア** —— いろいろな人たちの異なる考えや意見をまとめるため。
- **イ** —— いろいろな人たちが対等に生活できるようにするため。
- **ウ** —— 弱い立場の人たちを守るため。
- **エ** —— 犯罪を防いだり、社会の秩序を守るため。
- **オ** —— その他 ()

3 あなたが考える望ましいルールの決め方を書いてください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

令和元年12月2日

法教育推進協議会教材作成部会委員 大山 敏
(東京都立豊島高等学校長)法教育授業実施者 三枝 利多
(目黒区立東山中学校主任教諭)法教育授業実践報告
(中学生向け法教育視聴覚教材「私法と消費者保護」)

1 実施日時

令和元年11月27日(水) 午前9時45分～午前10時35分(第2時限)

令和元年11月29日(金) 午前9時45分～午前10時35分(第2時限)

2 実施校等

(1) 実施校

目黒区立東山中学校

(2) 学年

第3学年

(3) 教科等

社会科「公民的分野」

(4) 指導者

同校主任教諭 三枝 利多

3 単元等

(1) 単元(学習指導要領における位置付け)

契約とは何だろう

(中学校学習指導要領「社会科(公民的分野)」の大項目「(2) 私たちと経済」の中項目「ア 市場の働きと経済」, 「イ 国民の生活と政府の役割」)

(2) 目標

ア 身近な経済活動に対する関心を高めるとともに, 具体的な事例を通じて, 契約成立の要件や, いったん成立した契約が例外的に解消できる場合があることについて理解する。

イ 契約は, 対等な個人の自由な意思に基づいて結ばれ, その結果, 法律上の権利と義務が発生することを理解する。

ウ 消費者が不利な条件の下で契約を結んだ場合, 後に契約を解消できる仕組みを作るなど, 国や地方公共団体が消費者を保護するための施策を実施していることを理解する。

エ 消費者保護行政や法律の意義を理解するとともに、消費者自身も自立した消費者を目指す必要があることについて考える。

(3) 指導計画

1 時間目・・・契約とは何だろう，契約を解消できるとき・できないとき（本時）

2 時間目・・・契約が解消できる特別な場合（本時）

4 本時

(1) 目標

(1 時間目)

ア 身近な経済活動に対する関心を高めるとともに，具体的な事例を通じて，契約成立の要件や，いったん成立した契約が例外的に解消できる場合があることについて理解する。

イ 契約は，対等な個人の自由な意思に基づいて結ばれ，その結果，法律上の権利と義務が発生することを理解する。

(2 時間目)

ウ 消費者が不利な条件のもとで契約を結んだ場合，後に契約を解消できる仕組みを作るなど，国や地方公共団体が消費者を保護するための施策を実施していることを理解する。

エ 消費者保護行政や法律の意義を理解するとともに，消費者自身も自立した消費者を目指す必要があることについて考える。

(2) 展開

(1 時間目)

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (8分)	<p>(凡例 ◇：学習内容 ①②③・・・：学習活動)</p> <p>◇契約のイメージをつかむ。</p> <p>①ワークシート1【別紙1】を使って，「契約という言葉で思いつくこと」を記入する。〈個人〉</p> <p>②ワークシート1を使って，「契約書を見たことがあるか，見たことがある場合は，どのような契約書か」を記入する。〈個人〉（①②で約3分）</p> <p>③①と②の内容を何人かに発表してもらおう。その際，同じような意見の人がいないかを挙手で確認する。〈一斉〉（約3分）</p>	<p>①契約の漠然としたイメージを思い起こさせる。</p> <p>②実生活の場面で契約書を想起させる。</p> <p>③挙手がない場合などは，①②の作業中に，机間巡視によってチェックしておく。</p>

	<p>④教師も朝から契約をしてきたことを告げ、買ってきた「おいなりさん」をおもむろに取り出す。〈一斉〉（約1分）</p> <p>⑤「これください。」「かしこまりました。」というやりとりを経て購入したことを伝え、これも売買契約であることを教える。〈一斉〉（約1分）</p>	<p>④意外性を持たせ、生徒の関心を高める演出とする。</p> <p>⑤契約の基本を確認する。</p>
<p>展開① (13分)</p>	<p>◇契約とは ◇私法とは ◇民法</p> <p>①「私法と消費者保護」の映像（CHAPTER1「導入 身近な契約事例」【～2：43】）を視聴する。〈一斉〉（約3分）</p> <p>②私法や民法の基本的な考え方やそれらに基づく契約が日常の生活から切り離せない大切なものであることを理解する。〈一斉〉（約1分）</p> <p>◇いつ契約は成立するのか ◇契約が成立する要件 ◇契約自由の原則</p> <p>③「私法と消費者保護」の映像（CHAPTER2「問題提起1 契約の成立時期」【2：43～3：56】）を視聴して、契約が成立するのはいつかを考え、ワークシート1に記入する。〈個人〉（約3分）</p> <p>④「私法と消費者保護」の映像（CHAPTER3「解説1-1 契約自由の原則」【3：56～6：14】）を視聴して、契約が成立するのはどの時点かを理解する。〈一斉〉（約2分）</p> <p>⑤契約に必要な要件は、互いの意思の合致があり、互いの合意があった時であることを理解する。〈一斉〉（約1分）</p> <p>◇契約自由の原則 ◇契約の拘束力（権利と義務の発生） ◇損害賠償</p> <p>⑥「私法と消費者保護」の映像（CHAPTER4「解説1-2 契約の拘束力」【6</p>	<p>②映像（CHAPTER1「導入 身近な契約事例」）を視聴した内容を、教師が整理して説明する。</p> <p>③短い時間で現在の感覚で決断させる。</p> <p>⑤映像（CHAPTER3「解説1-1 契約自由の原則」）を視聴した内容を、教師が整理して説明する。</p>

	：14～8：49】）を視聴して、「契約自由の原則」，「契約の拘束力」について理解する。〈一斉〉（約3分）	
展開② (25分)	<p>◇契約は解消できるのか</p> <p>◇契約自由の原則</p> <p>◇契約の拘束力（権利と義務の発生）</p> <p>①「私法と消費者保護」の映像（チャプター5「問題提起2 契約が解消できるか否か」【8：49～11：58】）を視聴する。〈一斉〉（約3分）</p> <p>②ワークシート1を使って、ハプニングカードA・B・Cのそれぞれのケースにおいて、契約が解消できるか、できないかについて根拠とともに考え、ワークシート1に記入する。〈個人〉（約5分）</p> <p>③個人が考えた予想をグループで発表し合い、話し合いによってグループとしての考えをまとめる。〈グループ〉（約12分）</p> <p>④グループごとの考えを発表する。〈一斉〉（約3分）</p> <p>⑤「私法と消費者保護」の映像（チャプター6「解説2-1 契約が解消できないケース」【11：58～13：18】）を視聴して、契約が解消できないケースについて理解する。〈一斉〉（約1分）</p> <p>◇詐欺</p> <p>⑥「私法と消費者保護」の映像（チャプター7「解説2-2 契約が解消できるケース」【13：18～14：32】）を視聴して、契約が解消できるケースについて理解する。〈一斉〉（約1分）</p>	<p>②個人で、根拠を持って考えさせるようにする。</p> <p>③班長を中心に、時間配分を考えながら話し合いをまとめさせる。</p> <p>④他の班の考えを聞くことで考えを広げさせる。</p> <p>⑤知的好奇心を持って視聴させる。</p> <p>⑥知的好奇心を持って視聴させる。</p>
まとめ (4分)	<p>◇振り返り</p> <p>①教師による振り返りを行い、授業の流れに沿って内容を確認する。（約2分）</p> <p>②ワークシート1を使って、今日の授業で分かったこと、気付いたこと、疑問点をまとめる。（約2分）</p>	<p>①効率的に授業の振り返りを行う。</p> <p>②場合によっては、次時までの課題とする。</p>

(2時間目)

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (2分)	<p>(凡例 ◇ : 学習内容 ①②③… : 学習活動)</p> <p>◇契約とは ◇私法 (代表が民法) ◇契約自由の原則 ◇契約の拘束力 (権利と義務の発生) ◇契約を解消できないケースとできるケース</p> <p>①教師の整理によって、前時の振り返りを行う。〈一斉〉 (約2分)</p>	<p>①効果的に前時の振り返りを行う。</p>
展開① (20分)	<p>◇契約自由の原則の例外</p> <p>①「私法と消費者保護」の映像 (チャプター8「問題提起3 契約自由の原則の例外 (消費者保護)」【14:32~18:09】) を視聴する。〈一斉〉 (約4分)</p> <p>②ワークシート2【別紙2】を使って、ハプニングカードDのケースにおいて、契約が解消できるか、できないかについて根拠とともに考え、ワークシート2に記入する。〈個人〉 (約3分)</p> <p>③個人が考えた予想をペアで発表し合い、話し合いによってペアとしての考えをまとめる。〈グループ〉 (約4分)</p> <p>④いくつかのペアの考えを発表する。〈一斉〉 (約3分)</p> <p>◇情報の非対称性 (私人間が対等とは言えない) ◇クーリング・オフ</p> <p>⑤「私法と消費者保護」の映像 (チャプター9「解説3-1 クーリング・オフ制度」【18:09~20:29】) を視聴する。〈一斉〉 (約2分)</p> <p>⑥実際の社会には、情報の非対称性があり、契約する個人の間で対等とは言え</p>	<p>②個人で、根拠を持って考えさせるようにする。</p> <p>③ペアで時間配分を考えながら話し合いをまとめさせる。</p> <p>④他のペアの考えを聞くことで考えを広げさせる。</p> <p>⑤知的的好奇心を持って視聴させる。</p> <p>⑥映像 (チャプター9「解説3-1 クーリング・</p>

	<p>ないケースが多いことや、クーリング・オフのような消費者を保護する制度があることを理解する。〈一斉〉(約1分)</p> <p>◇消費者契約法 ◇未成年者の保護</p> <p>⑦「私法と消費者保護」の映像(チャプター10「解説3-2 その他の消費者保護の制度」【20:29~22:21】)を視聴する。〈一斉〉(約2分)</p> <p>⑧さらに実際の社会には、事業者の不当な勧誘については「消費者契約法」により解消できるケースがあったり、契約者が未成年であった場合に保護する制度があるなど、様々な消費者を保護する制度や法律があることを理解する。〈一斉〉(約1分)</p>	<p>オフ制度」)を視聴した内容を、教師が整理して説明する。</p> <p>⑦知的好奇心を持って視聴させる。</p> <p>⑧映像(チャプター10「解説3-2 その他の消費者保護の制度」)を視聴した内容を、教師が整理して説明する。</p>
<p>展開② (24分)</p>	<p>◇いつ契約は成立するのか ◇契約が成立する要件 ◇契約自由の原則 ◇契約の拘束力(権利と義務の発生)</p> <p>①「私法と消費者保護」の映像(チャプター3「解説1-1 契約自由の原則」・4「解説1-2 契約の拘束力」)をもう一度視聴して、契約の基本的な内容を確認する。〈一斉〉(約5分)</p> <p>◇契約とは ◇私法(代表が民法) ◇契約自由の原則 ◇契約の拘束力(権利と義務の発生) ◇契約を解消できないケースとできるケース ◇情報の非対称性(私人間が対等とは言えない) ◇クーリング・オフ ◇消費者契約法 ◇未成年者の保護 ◇消費者基本法 ◇消費者保護行政 ◇自立した消費者</p> <p>②教師の板書(内容は【別紙3】の項番2</p>	<p>②効果的・効率的に内容</p>

	を参照)による講義を通して、2時間の内容を整理し、まとめる〈一斉〉(約19分)。	を振り返る。
まとめ (4分)	◇振り返り ①ワークシート2を使って、今日の授業で分かったこと、気付いたこと、疑問点をまとめる。(約2分)	①場合によっては、次時までの課題とする。

(3) 実践報告 (成果と課題など)

ア 趣旨

本実践は、法教育研究会教材作成部会(法務省)において平成16年度に作成された「はじめての法教育」の「私法と消費者保護」(3時間配分で帰納と演繹の2パターンの指導計画案を作成)のうち、第1時「契約と何だろう」(P83, 84)、第2時「契約が解消できるとき、できないとき」(P84, 85)、第3時「契約が解消できる特別な場合」(P86～88)の指導計画案を、1時間配分でも行うことができることを念頭に、法教育推進協議会(法務省)において平成26年度に作成された冊子教材「法やルールって、なぜ必要なんだろう?」(P50～54)及び視聴覚教材を組み合わせたものである(いずれの教材も法務省ホームページに掲載)。

視聴覚教材は全てを視聴させることもできるが、必要と思われるチャプターを教師が組み合わせて活用しながら授業を進めることも可能とすることによって、1時間配分でも実践できるように工夫されたものである。しかしながら、視聴覚教材の内容は、各チャプターともに有意義なものが多く、教師が説明するよりも効果的と思われる内容が多いと考える。このようなことから、効果的に視聴覚教材を活用しつつ1時間扱いで行うよりも、視聴覚教材の効果を生かすためには2時間扱いがより有効と考え、単元の時間配分は2時間で実施(第1時に「契約とは何だろう」、「契約が解消できるとき、できないとき」、第2時に第1時の振り返り及び「契約が解消できる特別な場合」を実施)した。

イ 成果

授業観察やワークシートの記述を見ると、グループでの話し合いにおいて、生徒の思考の広がりや深まりが見られた。

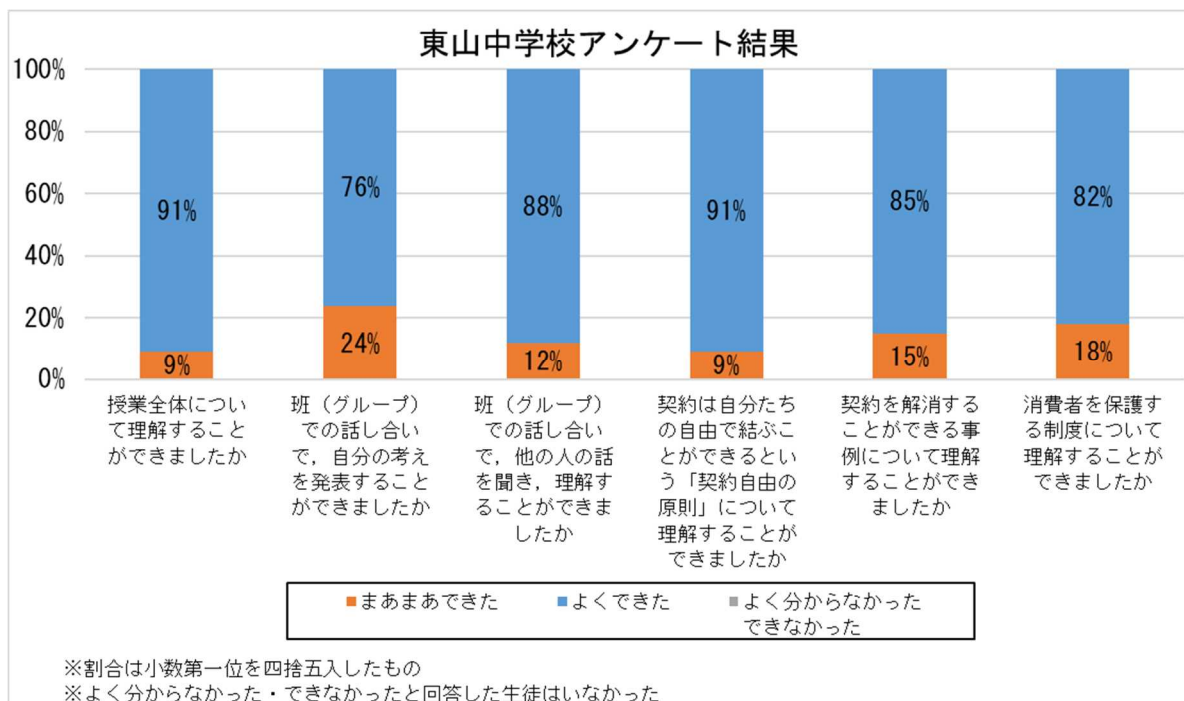
あるグループでは、契約が解除できないケース(映像のチャプター5「問題提起2」の事例1及び事例2)においても、未使用品であれば契約が解消できるのではないかという意見があり、実際に返品ができたという生徒の体験談もあって論議が活発となった。映像のチャプター6「解説2-1」を視聴して正解を知るとともに、お店のサービスによっては解消できる場合があるという結論を理解するまで、知的好奇心を膨らませていた。

また、あるグループでは、契約が解除できるケース(映像のチャプター5「問題提起2」の事例3)においても、本人が商品を手にとって見て、お互いが合意して契約したのであるから、本人にも過失があり、店が契約解消に応じなければ契約を解消できないのではないかという生徒がおり、議論となっていた。

これらのことから、ワークシート1に示したハプニングカードは、平成16年度に作成したものを基本的に引き継いでいるが、カードの設定が適切であることが分かった。契約するそれぞれの当事者の立場から、多角的に考えることができるように設定されていると考える。

(ア) 量的分析

さらに、授業後アンケートは以下のような結果となった。



この授業アンケートの結果から、具体的な事例を題材とした視聴覚教材が、契約に関して、主に目標のアである「身近な経済活動に対する関心を高めるとともに、具体的な事例を通じて、契約成立の要件や、いったん成立した契約が例外的に解消できる場合があることについて理解する。」と、目標のイである「契約は、対等な個人の自由な意思に基づいて結ばれ、その結果、法律上の権利と義務が発生することを理解する。」ために十分に有効であったと考えられる。

(イ) 質的分析

また、授業のワークシートの記述や授業アンケートの自由記述には、以下のような内容が見られた。それぞれの目標について、質的に報告したい。

- ①目標 ア 「身近な経済活動に対する関心を高めるとともに、具体的な事例を通じて、契約成立の要件や、いったん成立した契約が例外的に解消できる場合があることについて理解する。」について

【生徒A】

あまり、契約や私法に興味がなく、気にしていたことがなかったが、今回様々な事例や、私たちの生活にいかに関係しているかを知って、改めてちゃんと学ばないといけないと思わせられました。これから社会に出て行く中で困らないよう、様々なことを意欲的に学び、慎重に行動したいです。また、契

約を解除できるケースなど、くわしく分かりやすい説明で、よく理解できました。

【生徒B】

今まで、契約といったら契約書が思い浮かんでいた。けれど、契約は様々な契約のしかたがあることを知れた。その中でも、口約束でできる契約は少しこわいなと思った。口約束でも契約となることを知れたので、今後は気をつけようと思った。他には、一度購入した商品を返品する時に、不正がなくても返品できるのは、お店のサービスだということも知った。自分は一度返品したことがあり、今までお店のサービスだということを知らずに、どこでも返品できるものだと思っていたので、今回知れて良かったと思う。

【生徒C】

意外と身近にある契約について、しっかり学ぶことができた。最近、色々なものが発達しているからこそ、契約にも悪影響が出てきているのだと思う。だからこそ、政府に頼ってばかりではなく、自分で考えてから契約したい。しかし、そのケースであっても、自分に害を及ぼした時には近くにある目黒区の消費生活センターを利用したい。今回の授業で学んだことは、一生の知恵として、頭に残していきたい。

○分析

生徒A・B・Cともに、授業を通してあまり関心がなかった契約についての関心を高め、消費者として自覚をもつ態度が芽生えたことが分かる。このような記述をする生徒が見られたことから、目標Aについて、今回の授業の成果があったと考えられる。

また、関心を高めるという点では、視聴覚教材の設計や授業の進め方についても効果的であったことが分かる、以下のような記述をする生徒もいた。

【生徒D】

動画などを見ながら勉強したので、すぐ理解することができて、さらに班での話し合いもあるので、他の意見などが聞けて自分の考えが生まれた。

【生徒E】

授業ではグループで発表し合える機会がたくさんあり、さまざまな視点から考えることができました。スクリーンも一人一人の進行に合わせてくれるのでとても授業がしやすいです。契約については個人の勝手な希望によって解除できないということ。そして、レンタルショップでも契約が発生することを学べて、自分のためになりました。

【生徒F】

契約を一度したら、お互いに約束を守らないといけないと改めて分かった。契約は、解消できる時、できない時、その場によって色々と異なることもあるので、気をつけたいです。授業はワークシートで進んでいくので、とてもわかりやすく、細かく説明してくれるので、頭にも入りやすく、とてもよい授業です。社会のことをこれからも沢山学んでいきたいと思いました。

- ②目標 イ 「契約は、対等な個人の自由な意思に基づいて結ばれ、その結果、法律上の権利と義務が発生することを理解する。」について

【生徒G】

契約はいかなる時も対等でないといけないのだと知った。また、その契約を対等にするために不正を起こしたりしないために法が存在しているのだと考えた。また、契約をする時はしっかりその契約が公正か確認してから契約を結ぼうと思った。

【生徒H】

契約はいつでも簡単にできてしまうので、私たちは十分に考えて契約する必要があると感じた。18歳で成人してしまうかもしれない私たちは、早くから自分たちで契約できるようになってしまう。法律で守られないような場合は、契約を解消できなくなってしまう。契約する時はしっかり考え、必ず発生する権利と義務を守れるようにしたい。

【生徒I】

僕はこの授業で法は人を対等にするためにあると思った。身近な体験で、お店でクレームをつけている人がいた。その時、その人は、自分のもっている権利を主張していた。僕はその時、消費者としての義務をもっていることを知らないのかなと思った。消費者には、権利だけでなく、義務が発生することを実感した。今回の授業で契約を結ぶ時はしっかり考えてから、しないといけないと学んだので、大人になってもできるようにしたい。

○分析

生徒G・H・Iともに、授業を通して契約の原則について理解するとともに、権利と義務が発生することを自覚したことが分かる。また、生徒Gは既習している公正という概念を生かしている。生徒Hは18歳での選挙権や成人に近づくことを自らの問題として捉えている。そして、生徒Iは実際の体験とも結びつけながら考えている。このような記述をする生徒が見られたことから、目標イについて、今回の授業の成果があったと考えられる。

- ③目標 ウ 「消費者が不利な条件の下で契約を結んだ場合、後に契約を解消できる仕組みを作るなど、国や地方公共団体が消費者を保護するための施策を実施していることを理解する。」について

【生徒J】

契約と聞くとすごく重くかたくとらえてしまう自分がいました。でも、口約束で契約は結ばれると知り、そんな簡単に？と思いました。口だとうっかり言ってしまったたりする事があるから怖いと思いました。でもそれが、詐欺や対等でなかった場合に、その事例に合わせて保護してくれる法律がある事を知りとても安心したのと同時に、この法律が作られたということは悪い人達も上手だから法を作らなければならなくなったということではないかと思い、気をつけて契約しようと思った。

【生徒K】

契約を結ぶことは自分に決定権があるから、それを守り通さなければいけないことを知った。しかし、例外もあり、相手側に詐欺などがある場合、それは解除することができた。クーリング・オフ制度もその一つだ。家庭科で実際に書いたことがあったから、理解することができた。

【生徒L】

授業を通して契約は常に買う人と売る人が対等でなければならないといけないが、消費者（買う人）の方が情報が少なく権力がないということが分かった。そのため、消費者を保護する消費者契約法や消費者基本法が存在することも分かった。また契約や法は「権利」や「義務」をつくり、社会の混乱を防ぐためにできるのだなと思った。それによって法に拘束力が生まれたり、やぶると賠償金が発生する場合があると思った。

○分析

生徒J・K・Lともに、授業を通して消費者が不利な条件の下で契約を結んだ場合、国や地方公共団体が消費者を保護する施策を実施していることを理解していることが分かる。また、生徒Jは契約の重要性について意識が高まっている。生徒Kは家庭科での学習と結びつけながら考えている。そして、生徒Lは対等であることの大切さや社会における法の意義をも考えている。このような記述をする生徒が見られたことから、目標ウについて、今回の授業の成果があったと考えられる。

- ④目標 エ 「消費者保護行政や法律の意義を理解するとともに、消費者自身も自立した消費者を目指すことの必要性について考える。」について

【生徒M】

今回の授業で契約の原則や法の意義について知ることができた。契約の原則を守ることがいかに大切かを知ることができた。また、契約によって「権利」「義務」が発生し、守らなければいけないことも知ることができた。私法などは将来自分がかかわっていくことなので、しっかりと理解していきたいと思う。また法律は常識的で対等な私人間の契約は守られるが、うっかり者は保護されないので気をつけていきたいと思う。

【生徒N】

契約は自分の責任の内であり、よく考えてから結ぶことの大切さを理解することができた。私は今までは詐欺などのトラブルに巻き込まれたことはないため、「大丈夫だろう」、「間違っただけで契約してしまっても、政府が守ってくれるだろう」と甘く考えていたが、今回の授業で自分でもしっかりと責任をもつことが大切だと感じた。日常生活で疑いもなく行う契約。身近なものだが、あまり深く考えたことはなかったため、とても役に立った。これからは他人事でなく、自分の事としても捉え、契約を安全に結んでいきたい。

【生徒O】

契約でトラブルが起きてしまった場合、全てを政府や法律に頼りきるのではなく、消費者自身もしっかりと動かなければならないと分かった。また、法律

は私たち消費者を保護するためというよりは、トラブルを起こさないためにあると思った。自分のまわりでも小さなことから損害賠償などの大きなトラブルへ発展してしまう可能性が高いため、消費者の意識と自覚をもって生活していこうと思う。万が一トラブルにあってしまったら、自分だけでかかえこまず、消費生活センター等の窓口を利用するようにしようと思う。普段から何も考えず、買い物をしてきたが、「売買契約」をしているということを理解して、消費生活を送ろうと思う。また、成人したら更に、契約の種類が増えるため、しっかり今から理解しようと思う。

○分析

生徒M・N・Oともに、授業を通して消費者保護行政や法律の意義を理解するとともに、消費者自身も自立した消費者を目指すことの必要性について考えていることが分かる。また、生徒Mは法律が常識的であるため、自分自身にも注意が必要であることを認識している。生徒Nは政府ばかりを頼りにしていた自分の甘さに気付き、自分の事として捉えて契約していくことの重要性について考えている。そして、生徒Oは全てを政府や法律に頼りきるのではなく、消費者としての意識と自覚を持つことの必要性を考えている。このような記述をする生徒が見られたことから、目標エについて、今回の授業の成果があったと考えられる。

ウ 課題

一方で、2時間目の後半に、内容面での確認のためにも、振り返りの時間を設定していた。2つのチャプターについて、視聴覚教材を再度視聴させた後に、教師による解説を行い板書にまとめる設計であった。そのため、1時間目のグループでの話し合いが、やや忙しくなってしまった。もっと十分に時間を確保する必要があると感じた。授業は生き物なので、生徒の反応を見て、時間を延長することも必要であると改めて感じた。それによって、更に生徒の考えを広げたり、深めたりすることができた可能性がある。その際、板書としてまとめる内容については、生徒に板書させるのではなく、実物投影機やプレゼンテーションソフト等を使って説明した後、同じ内容の印刷物を生徒に配布して、ワークシートに貼らせる方法もあったと考える。

(4) 参考資料（使用教材・資料、授業の様子・板書など）

ア 使用教材・資料

- (ア) 冊子教材「法やルールって、なぜ必要なんだろう？」を基に作成したワークシート
別紙1及び別紙2のとおり。
- (イ) 冊子教材「はじめての法教育」（法教育研究会）
私法と消費者保護（P76～97）
- (ウ) 教科書「新編 新しい社会 公民」（東京書籍）
P122～123, P124～125

- イ 板書（別紙2のワークシートに板書例を記載したもの）
別紙3（公民ワークシートNO, 8S-2）のとおり。

5 参考

(1) 新学習指導要領における位置付け

新学習指導要領 社会科「公民的分野」

大項目 B 「私たちと経済」

中項目 (1) 「市場の働きと経済」

(2) 「国民生活と政府の役割」

「身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解する。」

「消費者の自立の支援を含めた消費者行政を取り扱うこと。」

(2) 冊子教材「法やルールって、なぜ必要なんだろう？」における本時該当箇所

- ・ 契約とは何だろう：教材 P 50, 51 指導計画「展開①」
- ・ 契約が解消できるとき, できないとき：教材 P 51, 52 指導計画「展開②」
- ・ 契約が解消できる特別な場合：教材 P 52, 53 指導計画「展開③」

公民ワークシート NO, 7S 3年()組()番()・()班

契約って何だろう（経済活動の基盤）

1 契約という言葉で思いつくことをあげてみましょう。

--

2 契約書を見たことがありますか。それはどのような契約書ですか。

--

3 DVDを見て、契約の成立時期はどれだと思いますか。○をつけましょう。

A：店員さんが「1万円です。いかがですか」と言い、佐々木さんが「じゃあ、これください」と言った時

B：佐々木さんが代金を支払った時

C：店員さんが商品を手渡した時

4 DVDを見て、それぞれのハプニングカードの事例は契約が解消できると思いますか。根拠（理由）を示して自分の考えをまとめてみましょう。

「ハプニングカードA」の事例

【自分の考え】 解消できる ・ 解消できない

【根拠（理由）】

【グループの考え】 解消できる ・ 解消できない

【根拠（理由）】

「ハプニングカードB」の事例

【自分の考え】	解消できる ・ 解消できない
【根拠（理由）】	
【グループの考え】	解消できる ・ 解消できない
【根拠（理由）】	

「ハプニングカードC」の事例

【自分の考え】	解消できる ・ 解消できない
【根拠（理由）】	
【グループの考え】	解消できる ・ 解消できない
【根拠（理由）】	

- 5 今日の授業を通して、「契約」について、気付いたことやわかったこと、疑問に思ったことをまとめてみましょう。

--

公民ワークシート NO, 8 S 3年 () 組 () 番 () ・ () 班

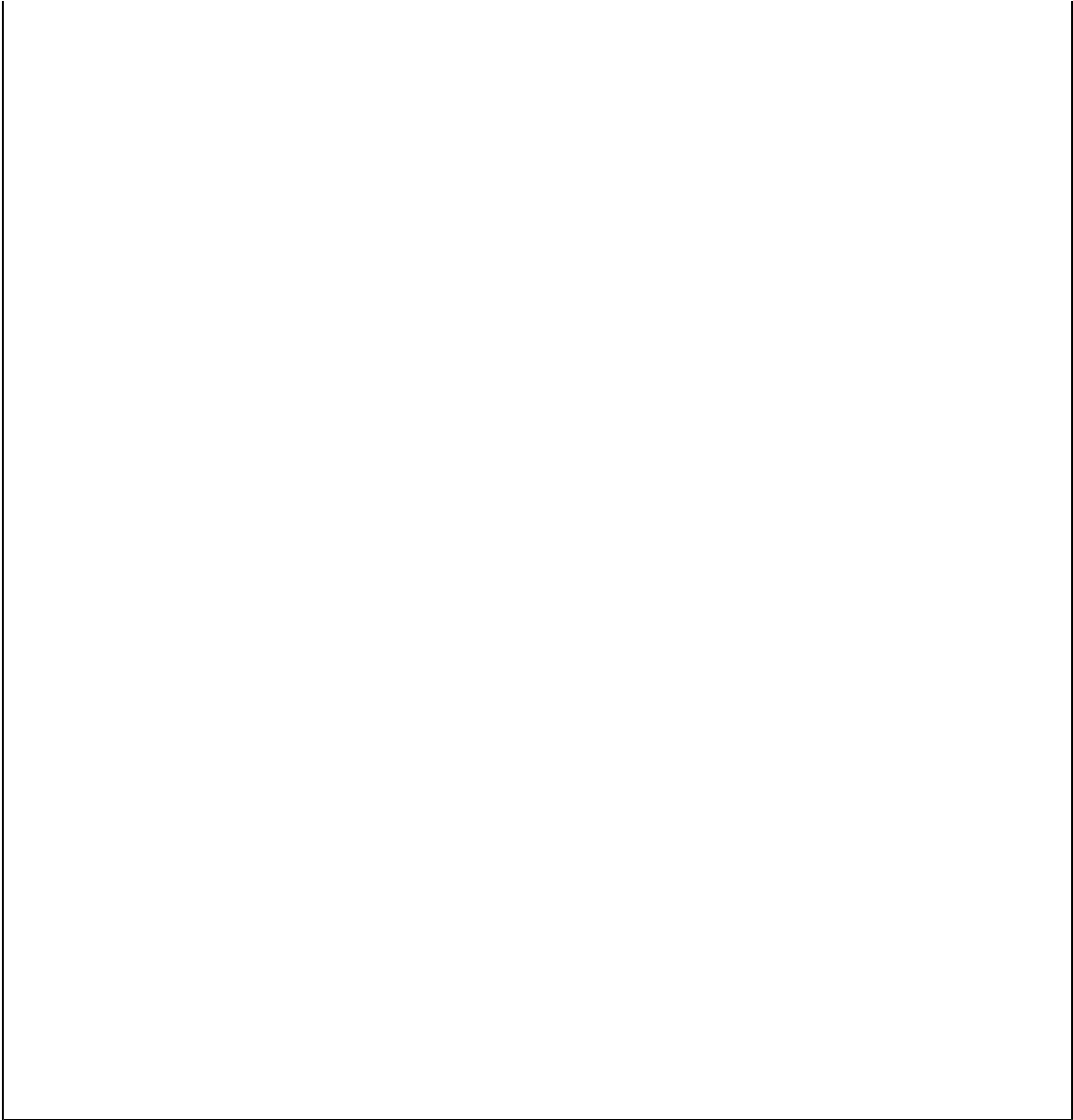
契約って何だろう (経済活動の基盤)

- 1 DVDを見て、この事例は契約が解消できると思いますか。根拠 (理由) を示して自分の考えをまとめてみましょう。

【自分の考え】	解消できる ・ 解消できない
【根拠 (理由)】	
【グループの考え】	解消できる ・ 解消できない
【根拠 (理由)】	

- 2 契約の授業を通して、「契約の原則」や「法の意義」などについて、学んだことを整理してみましょう。

【ノート】



- 3 契約の授業を通して、「契約」や「法の意義」について、気付いたことやわかったこと、疑問に思ったことをまとめてみましょう。



公民ワークシート NO, 8 S 3年()組()番()・()班

契約って何だろう（経済活動の基盤）

1 DVDを見て、この事例は契約が解消できると思いますか。 根拠（理由）を示して自分の考えをまとめてみましょう。

「ハプニングカードA」の事例

【自分の考え】	解消できる ・ 解消できない
【根拠（理由）】	
【グループの考え】	解消できる ・ 解消できない
【根拠（理由）】	

2 契約の授業を通して、「契約の原則」や「法の意義」などについて、学んだことを整理してみましょう。

<p>【ノート】</p> <p>◇個人と個人の間を定める法律＝私法 →その代表が民法</p> <p>◇契約とは</p> <p>→○コンビニエンスストアでものを買うこと＝売買契約</p> <p>○レンタル店でCDを借りる＝賃貸借契約</p> <p>○家計シミュレーションゲームで一戸建てを買う＝売買契約、建築請負契約</p> <p>○家計シミュレーションゲームで賃貸住宅を借りる＝賃貸借契約</p> <p>○牛井屋経営シミュレーションで銀行から資金を借りる＝金銭消費貸借契約</p> <p>◇契約はいつ成立するか？</p> <p>＝自分と相手の意思が合致して、自分と相手が合意した時</p> <p>◇契約書は必要なのか？＝重要な書類だが、契約の成立に必ず必要なものではない</p> <p>*口約束でも契約は成立する</p> <p>◇契約自由の原則（私法の大原則）</p> <p>→「契約するかどうか」「誰と契約するか」「どのような内容の契約にするか」など、契約する人どうしが自由に決めることができる</p> <p>◇契約はなぜ守られなければならないのか</p> <p>→いったん成立した契約はお互いに守らなければならない。それは契約によって「権利」と「義務」が発生するから</p> <p>→契約が守られなかったら、人権が守られず社会は混乱する。</p> <p>→契約によって権利と義務が発生して、その義務を法的に守らなければならない＝「契約の拘束力」</p>

- 実際に社会では契約が守られないと損害賠償が発生することもある
- *十分に考えて契約する必要がある
- ◇契約を解除できるケースもある
 - 法律は常識的=対等な私人間契約は守られる
(ただし、うっかり者は保護されないが)
 - しかし、詐欺や情報の非対称性があることなど、対等とはいえない契約については解消でき、保護される→消費者契約法(2000年、2007年改正)
- ◇政府に頼るばかりでなく、自立した消費者を目指す
 - 消費者基本法(2004年)
- ◇相談する窓口
消費生活センター(目黒区にも東京都にもある)

3 契約の授業を通して、「契約」や「法の意義」について、気付いたことやわかったこと、疑問に思ったことをまとめてみましょう。

令和元年9月15日

法教育推進協議会教材作成部会委員 大 山 敏
(東京都立豊島高等学校長)法教育授業実施者 山 川 幸 伸
(台東区立御徒町台東中学校教諭)法教育授業実践報告
(中学生向け法教育視聴覚教材「私たちの暮らしと憲法」)

1 実施日時

令和元年9月6日(金) 午後1時25分～午後2時15分(第5時限)

2 実施校等

(1) 実施校

台東区立御徒町台東中学校

(2) 学年

第3学年

(3) 教科等

社会科「公民的分野」

(4) 指導者

同校教諭 山 川 幸 伸

3 単元等

(1) 単元(学習指導要領における位置付け)

日本国憲法の意義は何か

中学校学習指導要領「社会科(公民的分野)」の大項目「C 私たちと政治」
の中項目「(1)人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」

(2) 目標

ア 日本国憲法の基本的な考え方や政治の仕組みに対する関心を高め、意欲的に追究させる。

イ 民主主義と立憲主義という現代の民主政治の基本概念を、身近で具体的な例から考えさせ、基本的人権の尊重と民主政治の仕組みを主な内容としている憲法の意義を理解させる。

ウ 日本国憲法が近代に制定された各国の憲法と同じ考え方に立っていることを、主要な条文や「章立て」から理解させる。

エ 資料などを基にしながら、自分の考えをもち、論理的に意見を述べ、討論し、合意形成できる能力を育成する。

(3) 指導計画

- 1 時間目 国の政治の在り方は誰が決めるべきか
 2 時間目 みんなで決めるべきこと， みんなで決めてはならないこと
 3 時間目 憲法とは何か
 4 時間目 日本国憲法の意義は何か（本時）

4 本時

(1) 目標

- ア 日本国憲法が，民主主義と立憲主義の考え方に基づいてつくられたものであり，国民の権利や生活を守るものであることを理解する。
 イ 日本国憲法の章・条文を通して，日本国憲法の意義について多面的・多角的に考察し，適切に表現する。

(2) 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (5分)	○本時の課題「日本国憲法の意義は何か」を知る。	
展開 (35分)	<p>○日本国憲法の前文～第3章と第4～8章の内容について考え，発表する。 「日本国憲法の前文～第3章までの部分は何を定めているでしょうか。また，第4～8章は何を定めているでしょうか。章立ての資料等を参考にして考え，ワークシートに記入しなさい。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3章までのところで，日本国憲法の三原則である，国民主権，平和主義，基本的人権の尊重について定めている。 ・第4～6章は国会・内閣・裁判所について定めている。 ・三権分立を定めている。 ・第8章の地方自治は地方の政治の仕方について定めている。 ・第4～8章は，国の統治の仕組みを定めている。 <p>○前文から第3章までの部分は民主主義の基礎となる国民主権と</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各章の名称からおおよその内容を想像させ，これまでの学習と関連させながら，憲法が定めていることの概要をつかませる。 ・「第7章 財政」は，政府の予算とそれを支える租税に関する規定であることを説明する。 ・近くの席の生徒と話し合い，考えさせる。

	<p>平和主義，基本的人権の尊重について定め，第4～8章はこれらを保障する国の統治の仕組みを定めたものであることを確認し，理解する。</p> <p>「前文と第1条，第9条，第11条で定めていることは何でしょうか。教科書等の資料を参考にして考え，ワークシートに記入しなさい。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前文と第1条は国民主権について定めている。 ・第9条は平和主義について定めている。 ・第11条は基本的人権について定めている。 <p>○第10章 最高法規にある3つの条文の内容について考え，発表する。</p> <p>「第10章 最高法規にある3つの条文が意味することは何でしょうか。教科書等の資料を参考にして考え，ワークシートに記入しなさい。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第97条は，日本国憲法が国民に保障する基本的人権は，永久の権利である。 ・第98条は，日本国憲法が最高法規である。 ・第99条は，天皇，国務大臣，国会議員，裁判官，その他の公務員は憲法を守る義務がある。 <p>○日本国憲法は基本的人権を保障する国の最高法規であり，これに違反する法令や政治的な行為は認められないこと，そして，裁判官のほか，行政に携わる人々はこの憲法を守る義務があることを理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第3章までは国民主権・平和主義・基本的人権の尊重を定め，第4～8章は国の統治の仕組みを定めたものであることを理解させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・4人グループをつくり，話し合わせ，考えさせる。 ・生徒からの意見を適宜まとめながら，日本国憲法が第10章において，基本的人権の保障，最高法規，憲法遵守義務を明記していることを確認させる。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>まとめ (10分)</p>	<p>○「中学生向け視聴覚教材，解説3【4分46秒（18：58～）】」を視聴して，日本国憲法は，近代に成立した憲法と同じように，民主主義と立憲主義に基づくものであることに気付く。</p> <p>○日本国憲法の意義について考え，発表する。「日本国憲法の意義についてワークシートにまとめなさい。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民主主義のもととなる国民主権を定めている。 ・基本的人権の保障とそれを基底で支える平和主義を定めている。 ・三権分立に基づく政治の仕組みを定めている。 <p>○日本国憲法は，民主主義と立憲主義の考えに基づき，基本的人権の保障とそれを基底で支える平和主義，民主主義のもととなる国民主権を定めていること，そして，三権分立に基づく政治の仕組みを定めることで，国民の自由・平等と平和を守るものであることを理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法と近代に成立した憲法との共通性に目を向けさせる。 ・日本国憲法の章・条文を通して，日本国憲法の意義について多面的・多角的に考察し，適切に判断して表現することができる。 ・日本国憲法が，民主主義と立憲主義の考え方に基いてつくられたものであり，国民の権利や生活を守るものであることを理解している。 ・日本国憲法が，民主主義と立憲主義の考え方に基いてつくられたものであり，国民の権利や生活を守るものであることを理解させる。
----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 実践報告（成果と課題など）

ア 生徒の様子・変容など

① 導入

本時のテーマ「日本国憲法の意義は何か」について確認し，意識付けを行った。また，「意義」について，意味・内容・価値・役割・位置付け等の意味合いがあることを説明することで，日本国憲法の意義についてしっかり考えられるようにした。

② 展開

日本国憲法の各章の名称から憲法の定めている内容を読み取らせる場面では，これまでの既習内容から憲法の三本柱である「国民主権，基本的人権

の尊重、平和主義」に思い当たる生徒も多かった。時間をあまりかけずに発言を求め、後の話合いの時間を確保できるように配慮した。

前文から第1, 9, 11条の内容について考えさせる場面では、隣の生徒と話合い学習を進めるペア学習を行った。公民の教科書にある「日本国憲法」の全文資料を基に、互いの考えを発表し合った。前文と第1条についてはその内容の多さから国民主権だけでなく、平和主義や民主主義の在り方、国民の自由の確保、天皇の地位について答える生徒も多かった。

第97, 98, 99条について考えさせる場面では、4人グループをつくり話合いを行った。意見交換をしつつ考えを進めることで多様な角度から条文の内容を捉えるよう指導した。

③ まとめ

中学生向け視聴覚教材を視聴し、日本国憲法が基本的人権の保障・平和主義・国民主権を定めていること、そして三権分立に基づく政治の仕組みを定めることで国民の自由・平等と平和を守っていることを確認した。ホウリス君というキャラクターが分かりやすく説明することで、今日の話合い学習の振り返りを進めることができた。その後、「日本国憲法の意義は何か」について各自生徒が意見をまとめ発表した。

イ 成果と課題

○成果

本授業の目標は日本国憲法が民主主義と立憲主義の考えに基づいてつくられており、国民の権利や生活を守るものであることを理解することにある。その過程でペア学習や4人グループによる話合い学習を取り入れることで、生徒が日本国憲法について多様な意見に触れながら主体的に考え、理解を進めることができた。また、少人数で話し合うことにより、日頃、発言する機会が少ない生徒も自分の意見を発表しやすくすることができた。生徒同士が意見交換することにより、視野を広げて多面的・多角的に憲法について理解を進めることができた。

中学生向け視聴覚教材をまとめて使用することで、日本国憲法の内容について整理して確認することができ、その意義について考えることができた。

○授業のワークシートの記述より

- ・日本国憲法の意義とは、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義の三つを中心として平和を維持するための国の決まりをまとめたもの。
- ・国民の人権や平和を守るためにある。国民の生活を豊かにするもの。
- ・日本国民が平和に安全に暮らせるようにする決まり。
- ・国民全員が平等に過ごせるようにするもの。一部の権力者が勝手なことをしないような仕組み。
- ・国全体が平和であるために国民の権利を尊重し、日本国の在り方を定めたもの。
- ・国民の自由・権利を守るため、憲法で政治権力を制限したもの。
- ・国民みんなに国の在り方を決められる権利があり、戦力を持たず、平和を実現し、基本的人権の享有を妨げられないとしたもの。
- ・国の在り方を示し、豊かな国をつくるという理想を掲げ、宣言したもの。

ウ 課題

社会的事象等について多面的・多角的に考察する際に、ペア学習や少人数のグループによる話し合い学習が有効である。しかし、話し合いのテーマが資料や文章の単純な読み取りに始終するものでなく、広範囲な解釈ができ、歴史的背景や様々な要因、内在する問題や予想される展開等について考察できる発問にしていく必要がある。授業の目標に合わせて、生徒に何をどのように話し合わせて考えさせるのか十分に検討・準備し、話し合いに耐えうる発問の工夫をしていきたい。

(4) 参考資料（使用教材・資料、授業の様子・板書など）

ア 配布資料（ワークシート）

別紙のとおり。

イ 当日の板書

本日のテーマ

日本国憲法の意義は何か

1. ①前文～第三章までの部分は主に何を定めているか。

国民主権、平和主義、基本的人権の保障を定めている。

②第四章～八章は主に何を定めているか。

前記のことを保障する国の統治の仕組みを定めている。

2. ①前文：・・・ここに主権が国民に存することを宣言しこの憲法を確定する・・・

第1条：・・・主権の存する日本国民・・・

②第9条：日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

③第11条：国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

3. ①第97条：この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対して、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

②第98条：この憲法は、国の最高法規であってその条規に反する法律、命令、詔勅

及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

③第99条：天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

4. 日本国憲法の意義は何か

日本国憲法は、民主主義と立憲主義の考えに基づき、基本的人権の保障とそれを基底で支える平和主義、民主主義のもととなる国民主権を定めていること、そして、三権分立に基づく政治の仕組みを定めることで、国民の自由・平等と平和を守るものである。

ウ 授業の様子



5 参考：新学習指導要領における位置付け 新学習指導要領 社会科「公民的分野」

大項目「私たちと政治」

中項目「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則について、対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追求したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるように指導する。」

3年 組 番 氏名

日本国憲法の意義は何か

○日本国憲法の章立て

前文、第一章 天皇、第二章 戦争の放棄、第三章 国民の権利及び義務、
第四章 国会、第五章 内閣、第六章 司法、第七章 財政、第八章 地方自治、
第九章 改正、第十章 最高法規、第十一章 補則

1. ①前文～第三章までの部分は主に何を定めているか。

②第四章～八章は主に何を定めているか。

2. ①前文 :

第1条:

②第9条:

③第11条:

3. ①第97条:

②第98条:

③第99条:

4. 日本国憲法の意義は何か

令和元年10月17日

法教育推進協議会教材作成部会委員 磯山 恭子
(静岡大学教育学部教授)

法教育授業実施者 高橋 壮臣・神村 佳佑
(静岡県袋井市立袋井中学校教諭)

法教育授業実践報告書

(中学生向け法教育視聴覚教材「司法」)

1 実施日時 (令和元年)

(1) 第3学年5組

第1時 10月10日(木) 午前10時40分～午前11時30分(第3時限)
第2時 10月11日(金) 午後1時30分～午後2時20分(第5時限)
第3時 10月15日(火) 午前11時40分～午後零時30分(第4時限)
第4時 10月16日(木) 午前11時40分～午後零時30分(第4時限)

(2) 第3学年6組

第1時 10月10日(木) 午前11時40分～午後零時30分(第4時限)
第2時 10月15日(火) 午前10時40分～午前11時30分(第3時限)
第3時 10月16日(水) 午後1時30分～午後2時20分(第5時限)
第4時 10月17日(木) 午前11時40分～午後零時30分(第4時限)

2 実施校等

(1) 実施校

静岡県袋井市立袋井中学校

(2) 学年

第3学年5, 6組

(3) 教科等

社会科「公民的分野」

(4) 指導者

同校教諭 高橋 壮臣・神村 佳佑

3 単元等

(1) 単元 (学習指導要領における位置付け)

「なぜ裁判は必要なのか」(中学校学習指導要領「社会科(公民的分野) C 私たちと政治 (2) 民主政治と政治参加 (ウ) 国民の権利を守り, 社会の秩序を維持するために, 法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。)

(2) 目標

- ・司法とは、法に基づいて、侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを理解している。
(知識及び技能)
- ・資料を手掛かりにして、すべての当事者を対等な地位に置き、公平な第三者が適切な手続を経て公正なルールに基づいて判断を行うという裁判の特質について考えている。
(思考力・判断力・表現力等)
- ・紛争解決や民事裁判、刑事裁判、裁判員裁判の事例を手掛かりに、裁判の役割や意義を意欲的に追究している。
(主体的に学習に取り組む態度)

(3) 指導計画

- 第1時・・・「紛争解決」お弁当をめぐる紛争を当事者の立場で解決する活動を通して、より適切な解決方法を追究する。(本時)
- 第2時・・・「民事裁判」交通事故の事例を手掛かりにして、裁判官の立場で判決を出す活動を通して、民事裁判の過程と機能を理解する。(本時)
- 第3時・・・「刑事裁判」傷害事件を事例に、裁判の傍聴者の視点から裁判官の質問が良い質問なのか悪い質問なのかを考えることで公正な裁判の重要性に気付くとともに、民事裁判と比較しながら刑事裁判の過程と機能を理解する。(本時)
- 第4時・・・「裁判員裁判」裁判員として通貨偽造事件の裁判に参加して判決を出す活動を通して、裁判員裁判の意義を考える。(本時)
- 第5時・・・「単元のまとめ」これまで記述してきた「ふりかえり」を手掛かりにして、知識を定着させ自分の学びを振り返る(本時省略)。

4 本時

(1) 第1時

ア 目標

身近な紛争の解決方法に興味を持ちより適切な解決方法を意欲的に追究している。
(主体的に学習に向かう態度)

イ 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (5分)	(凡例 教師の指示・発問 ○生徒の予想される答え) 紛争とは何だろう。 ○紛争とは争いのことだ。 ○紛争とは国や地域の争いのことだ。 ○紛争は私たちの身の周りでもたくさん起こっている。	(凡例 ・留意点 ◎支援 ◆評価) ・【別紙1】を配布し、日常生活の中の紛争を記入させる。 ・紛争とは「2人以上の者が利害をめぐって対立している状態」であることを確認する。

<p>展開 (35分)</p>	<p>「2人以上の者が利害をめぐって対立している状態」にはどのようなものがあるのだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○兄とTVのチャンネル争いをしたこと。 ○給食のデザートを取り合ったこと。 ○教科係を決めるときにもめたこと。 ○体育大会の練習場所を取り合って他のクラスともめたこと。 <p>(学習課題) 紛争はどのように解決すればよいか</p> <p>春菜と秋穂の立場になりきり、話し合いでけんかを解決しよう。</p> <p><春菜></p> <ul style="list-style-type: none"> ○お弁当を持って行ったのはいつものこと。 ○ケガをさせられたのは許せない。 ○突然怒り出した秋穂がおかしい。 ○力づくでかばんを奪い返そうとした秋穂がおかしい。 <p><秋穂></p> <ul style="list-style-type: none"> ○私が作ったお弁当を勝手に持っていくのがおかしい。 ○原因を作ったのは春菜の方だ。 ○家事をいつもやらないのに欲しいものだけ手に入れるのは自分勝手。 <p>解決に向かう話し合いをするためのルールをペアで考えワークシート1【別紙3】(冊子教材P102)【】に記入しよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○順番に話をする。 ○相手が話をしているときには話をさえぎらない。 ○事実を整理しながら話をする。 ○話し合いのゴールを先に決めておく。 <p>決めたルールに従って、春菜と秋穂の立場になりきり、話し合いでけんかを解決しよう。</p> <p>ルールを決めなかった話し合いと、ルールを決めた話し合いの違いを考えて発表しよう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークシート1【別紙2】(冊子教材P101)のけんかの事例と2人の主張を読んで紛争の内容を理解させる。 ◎話し合いが進まないペアには、相手の言動でおかしいと思うところにアンダーラインを引くように助言することで、主張しやすくする。 ・ けんかが解決しなかった理由を考えさせ、話し合いのルール作りにつなげる。 <p>◎ルールが決められないペアには、先ほどの話し合いで解決しなかった理由を考えるよう促すことで、ルールを決めやすくする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解決のためのルールについて話し合っているペアには、話し合いのためのルール作りであることを強調する。
---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>まとめ (10分)</p>	<p>○ルールを決めなかった時は、お互いの感情がぶつかり合っけんかになりそうだった。</p> <p>○ルールを決めた時は、お互いの思いを整理して話し合うことができた。</p> <p>○ルールを決めた時は、このけんかの解決策を見つけることができた。</p> <p>身の回りで紛争が起こり、当事者同士で話し合っても解決できなかった時にはどうすればよいのかを考えよう。</p> <p>○他人の意見も聞いて参考にする。</p> <p>○どちらの味方にもならない信用できる人に判断してもらおう。</p> <p>○少し時間を空けてもう一度話し合ってみる。</p> <p>○裁判を起こして解決する。</p> <p>「紛争はどのように解決すればよいのか」を考え、「ふりかえり」に記入してクラスで共有する。</p> <p>○(まとめ)当事者同士がルールを決めて話し合っけ解決をする。当事者同士の話し合いで解決できないときには、他の人の意見を聞いたり他の人に話し合いに入ってもらったりして話し合いをする。それでも解決できないときには、裁判を起こして解決する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の意見を受け止めつつ、安易に裁判に任せれば良いのではなく、まずは自分たちで解決することの大切さを確認する。 紛争を放置すると社会秩序の混乱につながりかねないので、国家による紛争解決の手段(民事裁判)が用意されていることを確認し、次時の学習につなげる。 ◆身近な紛争の解決方法に興味を持ちより適切な解決方法を意欲的に追究していたか。(ワークシート・観察)
----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 第2時

ア 目標

- 交通事故の事例を手掛かりにして、民事裁判の過程と機能を理解している。
(知識及び技能)
- 資料を適切に活用して、実際の裁判だったらどのような判決が出されるのかを考えている。
(思考力・判断力・表現力等)

イ 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (10分)	<p>(凡例 教師の指示・発問 ○生徒の予想される答え)</p> <p>動画を視聴して前時の学習を復習しよう。</p>	<p>(凡例 ・留意点 ◎支援 ◆評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 動画①導入「紛争解決と民事裁判」【約3分(～3:20)】

<p>展開 (30分)</p>	<p>動画を視聴して、交通事故による紛争を確認しよう。</p> <p>(学習課題)民事裁判とは、どのような裁判なのか。</p> <p>動画を視聴して、「示談(和解)」できず「民事裁判」を起こしたことを確認しよう。</p> <p>XさんとXさんの弁護士、YさんとYさんの弁護士それぞれの立場で、Xさんが追い詰めることができるかもしれない証拠と、Yさんが有利になるかもしれない証拠を見つけて分類しよう。</p> <p><Yさんが有利になるかもしれない証拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ○対向車線から大型ダンプカーがセンターラインをはみ出しそうになった。 ○対向車を避けようとしたのでXさんに気付くのが遅れた。 ○Xさんが横断歩道を渡っていなかった。 ○30メートル先には横断歩道があった。 <p><Xさんが追い詰めることができるかもしれない証拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ○近くに横断歩道がなかったから、道を横切った。 ○Yさんは制限速度30キロメートルオーバーしていた。 ○治療費60万円だった。 ○ケガさえしなければ90万円もらえるはずだった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動画②問題提起1民事裁判の例(事例紹介)【約5分(3:20～8:36)】 ・動画を視聴しながらワークシート2【別紙4】(冊子教材P103)中の文章をチェックするように指示する。 ・動画③問題提起「民事裁判の例(問題提起)」【約2分30秒(8:36～10:17)】 ・交通事故が原因で、紛争が起こることを示し、その解決のためには当事者同士で話し合っ解決する「示談(和解)」と、民事裁判による解決があることを示す。ただし交通事故の場合は、「示談(和解)」は、成立した後にトラブルになることも少なくないため、民事裁判による解決が望ましいことを確認する。 ・民事裁判になると「法に基づく解決」を行うことを示し、ワークシート2【別紙4】(冊子教材P103)の民法709条を確認する。生徒には、アンダーラインを引くように指示する。 ・ワークシート【別紙5】のマトリクス表にまとめる。 ◎分類ができない生徒には、ワークシート2【別紙6】(冊子教材P104)の中で、Xさんの立場で主張できるところには赤でアンダーラインを引き、Yさんの立場で主張できるところ緑でアンダーラインを引くことで、視覚的に両者の主張を理解できるようにする。
---------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>まとめ (10分)</p>	<p>動画を視聴して、XさんとXさんの弁護士、YさんとYさんの弁護士それぞれの立場で、今回の交通事故について主張できることを確認しよう。</p> <p>裁判官の立場で、Yさんに対してXさんにいくら払う判決を下すのかを考え、金額とその理由をワークシートに記入しよう。</p> <p>実際の裁判だったらどのような判決が出るのかをワークシートで確認しよう。</p> <p>「民事裁判とは、どのような裁判なのか」を考え、「ふりかえり」に記入して発表しよう。</p> <p>○(まとめ)当事者同士の話し合いでも解決できないような難しい紛争を、法に基づいて解決するのが裁判である。裁判官が、訴えた原告と、訴えられた被告の主張をよく聞いて、公正な立場で判決を下してお金による支払いを命じて、紛争を解決する。</p> <p>ワークシート2【別紙7】(冊子教材P105)で、民事裁判の内容を確認しよう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動画④解説1「民事裁判の例(解説)」【約2分30秒(10:17～12:41)】 ・ 民事裁判では、当事者双方が自分の主張を裏付ける証拠を集めること、裁判官は当事者の主張を聞き、当事者が提出した証拠に基づいて判断することを確認する。 ・ 裁判官が公正な第三者として、XさんとYさんの主張を聞き、この主張を総合的に考慮して、法に当てはめて結論を出すことを確認する。 ◆資料を適切に活用して、実際の裁判だったらどのような判決が出されるのかを考えることができたか。(ワークシート) ・ 民事裁判では、損害の賠償(金銭の支払い)という形で紛争解決策を示すことを確認する。 ・ 動画⑤解説2-1「民事責任・刑事責任・行政責任」【約2分(12:41～14:47)】 ・ ワークシート【別紙5】で実際の判決を確認する。その際、証拠や状況などによって判決が変わる可能性があることも示す。 ◎民事裁判について記述できない生徒には、民事裁判の「目的」「始まり」「関わる人物」「結果」を視点に学習内容を振り返ることで、まとめやすくする。 ・ 今回の事例では、交通事故を起こしたYさんは、Xさんに与えた損害を賠償するという民事責任、刑罰を受けるという刑事責任、交通違反による原点を受ける行政責任の3つの責任が生じることを確認する。 ◆交通事故の事例を手掛かりにして、民事裁判の過程と機能を理解することができたか。(ふりかえり・ワークシート)
----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 第3時

ア 目標

- ・電車における傷害事件を手掛かりにして、民事裁判と比較しながら、刑事裁判の過程と機能を理解している。(知識及び技能)
- ・刑事裁判を傍聴している立場から裁判官が行った質問を良い質問と悪い質問に分類することで公正な裁判の重要性に気付いている。

(思考力・判断力・表現力等)

イ 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (5分)	<p>(凡例 教師の指示・発問 ○生徒の予想される答え)</p> <p>ワークシート3【別紙8】(冊子教材P106)を見て、前時の交通事故の事例と今回の傷害事件との違いを考えよう。</p> <p>○Yさんはわざとやっている。 ○Yさんが暴力を振るっている。 ○加害者のYさんが逃げている。</p> <p>(学習課題)民事裁判と刑事裁判の違いは何か。</p>	<p>(凡例 ・留意点 ◎支援 ◆評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事裁判と比較しながら刑事裁判を学ぶ意識付けをする。
展開 (35分)	<p>ワークシート4【別紙9】(冊子教材P107)の裁判に関わる立場と役割を写真の人物と結びつけて確認しよう。</p> <p>○裁判官…双方の言い分を聞き、判決を下す。 ○検察官…犯罪を立証し、刑の言い渡しを求める。 ○被告人…自分が犯人として行ったと疑われている。 ○弁護士…被告人の言い分を裁判官に伝え、被告人を弁護する。</p> <p>刑事裁判を傍聴している立場から、裁判官が行った質問を良い質問と悪い質問に分類しよう。【別紙10】</p> <p><良い質問></p> <p>②Xさんが言った「痛いよ、気を付けて」は、どのような言い方でしたか。 ③Xさんが、Yさんに突き飛ばされたとき、手には何か持っていましたか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動画⑦解説2-3「刑事裁判に関わる人々」 ・まずは自分たちで考えさせる。【約1分30秒(17:40~19:11)】 ・民事裁判では被害を受けた当事者が訴えを起すが、刑事裁判では検察官が起訴するなど民事裁判との違いに着目させながら説明する。 ・裁判の中で話をした内容も証拠になることを確認する。 ◎質問を分類することができない生徒には、公正を視点にして分類するよう助言することで、分類の基準を設けて分類しやすくする。

<p>⑦突き飛ばされてケガをした X さんは、どのように感じましたか。</p> <p>⑩Yさんは、どうしてXさんを突き飛ばしたのですか</p> <p>⑪Yさんは、どうして逃げたのですか。</p> <p><悪い質問></p> <p>①Xさんが、Yさんを注意しなければ今回のトラブルは起こらなかったと思いませんか。</p> <p>④Yさんは、Xさんの足をわざと踏んだわけではないのに注意されて腹が立ったんですよね。</p> <p>⑤突き飛ばすことはひどいことなので、法律にはありませんがYさんは電車に乗ることを禁止したいと思いますがよいですか。</p> <p>⑥Yさんは、どうしてXさんをケガさせようとしたのですか。</p> <p>⑧Yさんは、逮捕されることが怖くなって逃げたのですよね。</p> <p>⑨Yさんは、電車に乗るのが好きですか。</p> <p>良い質問と悪い質問に分類をした理由を話し合い、その結果を発表しよう。</p> <p>○良い質問は、どちらにも有利にならない質問。</p> <p>○良い質問は、被告人と被害者の思いや考えを確認する質問。</p> <p>○良い質問は、事実を確認する質問（正確な事実確認のための質問）。</p> <p>○悪い質問は、被告人の考えを誘導する質問。</p> <p>○悪い質問は、被告人が悪いことを決めつけている質問。</p> <p>○悪い質問は、事実に関係ない質問。</p> <p>もし、納得できない判決が出たら、どうしたいのかを考えよう。</p> <p>○もう一度裁判をやり直したい。</p> <p>○もう一度証拠を集め直して裁判をやりたい。</p> <p>○もう一度違う裁判官に判決を出して</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正に関する発言があったら、「どこが公正なのか」「なぜ公正と考えられるのか」を問いかけることで、公正に対する考えを深められるようにする。 ・ 公正に関する発言がなかったら、手続や機会、結果などの公正さに結びつける。 ◆ 刑事裁判を傍聴している立場から裁判官が行った質問を良い質問と悪い質問に分類することで公正な裁判の重要性に気付いているか。（ワークシート・発言） ・ 動画⑥解説 2-2「刑事裁判と民事裁判の違い」【約2分30秒(15:00～17:39)】 ・ 動画を使って刑事裁判の流れを確認する。 ・ 資料1【別紙11】(冊子教材P110)を
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>まとめ (10分)</p>	<p>もらいたい。 ○裁判官を訴える。</p> <p>「民事裁判と刑事裁判の違いは何か」をまとめて「ふりかえり」に記入しよう。</p> <p>○(まとめ)刑事裁判は、検察官が被疑者(罪を犯したと疑われる人)を被告人として裁判に訴えることで始まる。証拠を基にして有罪か無罪かを判断し、法律を基にして罰を決める。人々が安心して暮らせる社会を維持するためにある。</p>	<p>手掛かりに、人権を守り公正な裁判が行われるために三審制がとられていることを確認する。</p> <p>・「裁判官を訴える」という意見が出たら、司法権の独立について説明する。</p> <p>◆電車における傷害事件を手掛かりにして、民事裁判と比較しながら、刑事裁判の過程と機能を理解することができたか。(ふりかえり)</p>
----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 第4時

ア 目標

- ・通貨の偽造事件を手掛かりにして、裁判員が裁判に参加する意義を考えている。
(思考力・判断力・表現力等)

イ 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
<p>導入 (5分)</p>	<p>(凡例 教師の指示・発問 ○生徒の予想される答え)</p> <p>あなたは、裁判官になってみたいですか、なりたくないですか。</p> <p>○判決をだしてみたいからなってみよう。</p> <p>○正義のために悪者を裁いてみたいからなってみよう。</p> <p>○人を裁くなんて自分にできないからなりたくない。</p> <p>(学習課題)なぜ、自分たちと関係のない裁判に私たちが参加するのか。</p>	<p>(凡例 ・留意点 ◎支援 ◆評価)</p> <p>・裁判員呼び出し状を提示し、誰もが裁判員に選ばれて刑事裁判に参加して審理・評議・判決を行う可能性があることを確認する。</p> <p>・裁判員裁判の写真を示し、裁判員として裁判に参加している様子を確認する。</p>
<p>展開 (30分)</p>	<p>裁判員裁判の仕組みを確認しよう。</p> <p>裁判員裁判の事例から、共通点を見つけよう。</p> <p>○被害を与えた人とあった人がいる。</p>	<p>・資料2【別紙13】(冊子教材P111)を使って裁判員裁判に参加する人物や役割を確認する。</p> <p>・資料3【別紙14】(冊子教材P112)を使って裁判員裁判の共通点を見つけることで、裁判員裁判の特徴をつ</p>

<p>まとめ (15分)</p>	<p>はない。</p> <p>「なぜ、自分たちと関係のない裁判に私たちが参加するのか」をまとめて「ふりかえり」に記入しよう。</p> <p>○(まとめ)私たちが裁判を身近に感じるため。</p> <p>○私たち一般の人の感覚を大事にするため。</p> <p>○色々な経験をしていたり知識をもっていたりすることで、色々な視点で証拠を検討するため。</p> <p>○より公正な裁判をおこなうため。</p> <p>動画を視聴して、裁判員裁判の目的と裁判員としての心構えを確認しよう。</p>	<p>◎考えが思い浮かばない生徒には、法律や裁判のプロだけで行う裁判のデメリットを考えるよう助言することで、私たちが裁判に参加することの利点や意義を考えやすくする。</p> <p>◎生徒の多くがまとめられない場合には、動画⑧解説3「裁判員制度」【約2分(19:12～)】を流すことで、まとめるための手掛かりとする。</p> <p>◆通貨の偽造事件を手掛かりにして、裁判員が裁判に参加する意義を考えたことができたか。(ふりかえり)</p> <p>・動画⑧解説3「裁判員制度」【約2分(19:12～)】</p> <p>・動画を使って裁判員裁判の目的と裁判員としての心構えを確認する。</p>
----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(5) 実践報告 (成果と課題など)

ア 指導案作成者及び授業者の感想

【单元全体に関すること】

- ・单元を貫く課題として「なぜ裁判は必要なのか」を設定することで、各時の学習を結びつけることができます。
- ・各時に「目標」、「学習課題」、「評価」を設定することで、指導と評価を一体化させることができます。
- ・各時に設定されている作業や活動において「◎支援」を準備することで、予想される生徒のつまずきに対応することができます。
- ・本教材の動画は、2つの視点で活用すると効果的です。1つ目は、主として授業の前半に用いて、事例の概要や法的な知識及び概念をつかませます。2つ目は、主に授業の後半に用いて、学習内容を確認したり授業のまとめをする際の手掛かりとします。
- ・民事裁判や刑事裁判を体験的に学ぶ際は、法を根拠に話し合ったり判決を出したりすることが大切です。そのため、民法第709条や刑法第148条など、授業の中で取り扱う法は、黒板に掲示して常に見ることができる状態を作っておくことが必要です。

【第1時に関すること】

- ・生徒にとって「紛争」は、身近なものではなく、「国際紛争」、「地域紛争」、「民族紛争」など、自分とは遠いものとして捉えがちです。そのため、授業ではまず「紛争」を生徒の身近にすることが必要です。
- ・生徒の多くは、「裁判＝人を裁く」というイメージを持ち、自分とは遠いものとして捉えています。そのため、裁判には紛争を解決(調停)する役割もあることに気付かせることで、生徒は裁判が身近にある紛争を解決するための手段の1つで

あることを知り、自分とのつながりの中で裁判を考えられるようになります。

【第2時に関すること】

- ・ワークシートの登場人物と、動画の登場人物の名前が異なるので、「Xさん＝川村さん」、「Yさん＝山野さん」というカードを掲示して視覚的に理解させることで、紛争の内容がつかみやすくなります。
- ・活動や思考をしたあとには、結果を知りたくなります。判決の事例を活動の最後に示すことで、自分の活動や思考が価値付けられて次の学習への意欲につながります。また、活動や思考への意味を見いだすことができ、次の活動への意欲付けになります。

【第3時に関すること】

- ・民事裁判と刑事裁判を比較する場合は、「裁判の目的」、「始まり方」、「裁判に関わる人物」、「判決」など、比較の視点を示すこととで比較しやすくなります。
- ・刑事裁判の学習では「刑事裁判の過程と結果を理解する」、「公正な裁判を行うために必要なことを考える」ことはいずれも大切な視点です。生徒の実態に合わせて、どちらかを強調して授業を展開した方が生徒にとって分かりやすい授業展開になります。
- ・生徒のつぶやきや発言を、公正に関連付けながら授業を展開することで、考える際の基準となり、作業や活動がしやすくなります。

【第4時に関すること】

- ・裁判員裁判の学習では「裁判員裁判の意義を理解する」、「裁判員としての心がけを考える」ことはいずれも大切な視点です。しかし、生徒の実態に合わせて、どちらかを強調して授業を展開した方が生徒にとって分かりやすい授業展開になります。
- ・生徒にとって「推定無罪」という近代法の基本原則は理解しにくく、生徒だけの活動ではこの原則を導き出せず、疑わしいことが罪であると考えがちです。また、生徒は、証拠の内容や意味が把握できず判断が難しい時点で、証拠が疑わしいから罪ではないと考えがちです。そのため、授業を展開する中で「推定無罪」の考え方を身近な例であらかじめ示すことで、話し合いが活発になり、生徒の思考が深まります。

【単元のまとめ（第5時）に関すること】

- ・単元のまとめとして、これまでに活用したワークシートや各授業後に記述した「ふりかえり」を手掛かりにして、司法に関する知識を確認したり学んだことを振り返る場面と機会を設定したりすることで、学習内容が定着します。

イ 「ふりかえり」から見る本単元の成果と課題

ここでは、毎授業後に生徒が記述した「ふりかえり」を手掛かりにして、生徒の裁判に関する認識の変化をみることで、本単元の成果と課題を明らかにしたい。「ふりかえり」には、毎授業後に「なぜ、裁判は必要なのか」という同じ課題について自分の考えや思いを記述させた。資料1は、生徒S1～S27の記述をまとめたものである。各授業の記述を縦軸として、記述の変化を横軸として、それぞれを分析する。

まずは、縦軸として各授業の記述から、生徒の裁判に関する認識を見ていくことに

する。

第1時では、調停を行うための「仲介役」や「第三者」としての役割や、「トラブル」及び「紛争」を「解決」という社会的機能から、裁判を捉えた記述が多く見られた。このような記述は、資料1【別紙16】中の赤文字で示したように、21名の生徒の記述に見られた。第2時では、第1時で見られたような紛争の解決に加えて、当事者それぞれの「主張」を整理して「責任」の有無や「損害」と「賠償」の程度を「判断」という社会的機能から、裁判を捉えた記述が多く見られた。このような記述は、資料1の青文字で示したように、10名の生徒の記述に見られた。第3時では、「有罪か無罪かを決め」て、「有罪」の場合は「量刑」を判断する社会的機能から、裁判を捉えた記述が多く見られた。このような記述は、資料1の緑文字で示したように、12名の生徒の記述に見られた。第4時では、裁判員裁判の意義に関する記述と、秩序の維持及び匡正的正義に関する記述が多く見られた。裁判の意義に関する記述は、資料1の黄文字で示したように18名が、秩序の維持及び匡正的正義に関する記述は、資料1中の斜体で示すように3名の生徒の記述に見られた。単元のまとめでは、第1時から第4時に見られたように、裁判の社会的機能や裁判員裁判の意義、秩序の維持及び匡正的正義に関する記述が見られた。

次に、横軸として、生徒の記述の変化から、本單元における各生徒の学びを見ていくことにする。記述には「公正」というキーワードが多く見られた。そこで、「公正」というキーワードに着目して記述の変化を分析する。

「公正」には、「手続の公正」、「機会の公正」、「結果の公正」がある。生徒の記述をこれらに当てはめて切り分けることは容易ではないが、今回は「法に基づいて」、「第三者から判断」、「公正に判断」など、裁判のプロセスに対する公正さの記述は「手続の公正」とした。「お互いの言い分を聞く」、「お互いの意見をまとめ」など、お互いの主張を伝える機会に対する公正さの記述は「機会の公正」とした。「納得できる判決」、「公正な判断」など、出された判決に対する公正さの記述は「結果の公正」とした。これらの視点を基にして、「公正」というキーワードがあった記述だけを抜き出したものが、資料2【別紙17】である。資料2を手掛かりにして「公正」について記述した各時の人数を集計したものが、表1である。

表1 「公正」について記述した各時の人数

	第1時	第2時	第3時	第4時	単元のまとめ
記述した人数	3	5	4	9	16

表1を見ると、「ふりかえり」の中で「公正」に関する記述をした生徒は、第1時では3人、第2時では5人、第3時では4人、第4時では9人、単元のまとめでは16人であった。第3時は例外としても、授業が進むにつれて、「公正」に関する記述が増える傾向にあることから、生徒は「公正」を視点に裁判を捉えるようになっていったと言える。

表2は、「ふりかえり」における生徒の「公正」に関する記述を、「手続の公正」、「機会の公正」、「結果の公正」の3つに分類してまとめたものである。

表2 「公正」に関する記述の分類

	第1時	第2時	第3時	第4時	単元のまとめ
手続の公正	3	5	4	6	9
機会の公正	0	0	2	1	4
結果の公正	0	0	1	3	5

※1人の生徒が公正について重ねて記述している場合はそれぞれ1人としてカウントした。

表2を見ると、第1・2時では「手続の公正」について記述した生徒のみであった。第3時では、「手続の公正」に加えて「機会の公正」について触れる記述をする生徒が見られるようになった。第4時と単元のまとめでは、「手続の公正」、「機会の公正」、「結果の公正」について記述する生徒が見られるようになった。特に顕著だったのが、S14である。S14は、第1時では「公正」の視点で記述していなかったが、第2時では「手続の公正」の視点から、第3時では「手続の公正」と「結果の公正」視点から、第4・5時では「結果の公正」の視点から裁判の社会的機能について記述していた。さらに、S14は、「裁判は司法の主な権力として成り立っているのだと思いました」と、司法を権力の1つとして認識することができた。これらのことから、本単元を通して生徒は、「公正」の概念を獲得し、これに対する認識を広げたり深めたりすることができたと言えよう。

このように、本単元は、裁判の社会的機能や裁判員裁判の意義、秩序の維持及び匡正的正義について学ぶとともに、「公正」という概念の獲得と認識の深まりを期待できることが明らかとなった。これは、本単元の成果とすることができる。

本単元の課題は、「ふりかえり」の中に「被告人と原告人」、「警察が、どれだけ罪を受け渡すか決める」、「裁判は被告をさばけなければならない」など、民事裁判と刑事裁判に関する仕組みや語句が整理しきれていない記述が見られたことである。そのため、学習内容を確認したり整理したりする場と機会の設定が必要であると考えられる。

(6) 参考：証拠（事実）についての考え方

○偽札を使う目的で作った

〈被告人に不利な証拠（事実）〉

- Aの事情からは、実際にお店で使われた偽札を作って使ったのが被告人であるということが推測されるため、被告人が、偽札を使う目的で作ったと思わせる事情といえる（なお、Aの事情は、「偽札と知っていて使った」ことについての被告人に不利な事情にもなりうる）。
- Dの事情からは、使われた偽札が本物のお札に似せた形状で作られていることがわかるため、この偽札を作った人（被告人）が、実際に使う目的で作ったと思わせる事情といえる。

〈被告人に有利な証拠（事実）〉

- Bの事情につき、偽札を作るのに使った道具を隠したり捨てたりせずに持っていたと評価した場合、被告人が、偽札を使う目的で作ったのではないと思わせる

事情（被告人に有利な事情）といえる。

もっとも、この証拠につき、偽札を作るための道具を被告人が持っていたと評価した場合、被告人が「偽札を作った」ことの裏付けとなるという意味で「被告人に不利な事情」と評価することもできる。

- Cの事情につき、「よく観察すると、本物とは色が少し違っていて、本物と並べて見ると、偽物かもしれないと疑うことができるような外観」であった点に着目し、偽札としての完成度が低いと評価した場合、被告人が、偽札を使う目的で作ったのではないと思わせる事情（被告人に有利な事情）といえる。もっとも、「一見すると本物ととてもよく似ている」という点に着目し、被告人に不利な事情と評価することもできる。
- Eの事情は、被告人が、興味本位で偽札を作ったと思わせる事情であるといえ、被告人に有利な事情と評価することができる。

○偽札と知っていて使った

〈被告人に不利な証拠（事実）〉

- Fの事情からは、お店で使われた偽札を使ったのが被告人であるということが推測されるため、被告人が、「偽札と知っていて使った」ことについて被告人に不利な事情となりうる（その場合、Fの事情は、「偽札を使う目的で作った」ことについての被告人に不利な事情にもなりうる）。
- Iの事情からは、お店で使われた偽札を使った犯人が被告人であるということが推測されるため、被告人が、「偽札と知っていて使った」ことについて被告人に不利な事情となる（その場合、Iの事情は、「偽札を使う目的で作った」ことについての被告人に不利な事情にもなりうる）。
- Jの事情からは、偽札を使った犯人が、偽札であることを知っていたことが推測されるため、(別証拠などによって偽札を使った犯人が被告人であると認められた場合)、「偽札と知っていて使った」ことについて被告人に不利な事情となる（その場合、Jの事情は、「偽札を使う目的で作った」ことについての被告人に不利な事情にもなりうる）。

〈被告人に有利な証拠（事実）〉

- Gの事情につき、「被告人が偽札と分かって偽札を使ったのであれば、それと同じ日、同じ店で、自分のポイントカードを使用するはずがない」と評価すれば、「偽札と知っていて使った」ことについて被告人に有利な事情と評価しうる。
 もっとも、「被告人は、犯人が偽札を使用したのと同じ日に同じ店で買い物をしており、犯人と重なる行動をとっている」と評価すれば、「偽札と知っていて使った」ことについて被告人に不利な事情とも評価しうる。
- Hの事情は、被告人が、偽札が使われた際に、自宅にいたと思わせる事情であるといえ、被告人に有利な事情と評価することができる。

(7) 参考資料（使用教材・資料，授業の様子・板書など）

- ア 配布資料（第1時）
別紙1ないし別紙3のとおり。
- イ 配布資料（第2時）
別紙4ないし別紙7のとおり。
- ウ 配布資料（第3時）
別紙8ないし別紙11のとおり。
- エ 配布資料（第4時）
別紙12ないし別紙15のとおり。
- オ 上記4(5)イ記載の資料1及び資料2
別紙16及び別紙17のとおり。

5 参考：新学習指導要領における位置付け

新学習指導要領

社会科「公民的分野」

C 私たちと政治

(2) 民主政治と政治参加

対立と合意，効率と公正，個人の尊重と法の支配，民主主義などに着目して，議題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

- (ウ) 国民の権利を守り，社会の秩序を維持するために，法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。

司法制度（1／4）

（ ）組（ ）番 氏名（ ）

学習課題

○普段の生活の中で起こった「 」はありますか？

○事例（裏面）をペアで読んで、解決策を考えよう

解決策	他のペアの話し合いの内容	
解決【できた・できなかった】 話し合いの内容	解決	未解決

○「公正」に解決していくために、どのような方法があるだろう？

私の意見	グループの意見

メモ

3年()組()番 氏名

友達同士のけんか

春菜、秋穂は四季中学校の3年生です。
春菜と秋穂は、四季中学校の寮で一緒に生活していますが、最近けんかする機会が増えてきました。



春菜



秋穂

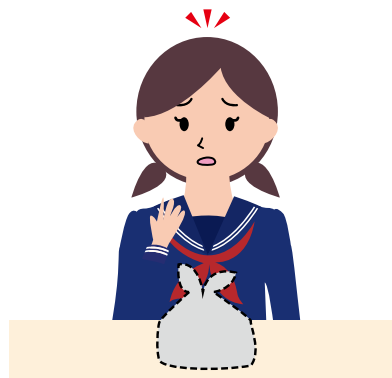
四季中学校の寮では、掃除、洗濯、炊事などの家事は皆で協力してやることになっていましたが、春菜は炊事をさぼってばかりいて、いつも春菜の食事まで作って、まじめに家事をやっている秋穂は怒っていました。そんなある日のことでした。春菜と秋穂は、学校の遠足に行くことになりました。



そこで、当日、秋穂は、朝早く起きてお弁当を一生懸命作りました。お弁当を寮の台所に置いたまま、遠足の準備をするために、自分の部屋に行きました。しばらくして台所に戻ってきたところ、なんと、遠足に持っていくお弁当が、台所の机の上から

無くなっていました。春菜がそのお弁当を持っていったのです。

秋穂は、急いで春菜を追いかけました。秋穂は、通学路の途中でやっと春菜に追いつき、春菜の腕をつかんで、「私のお弁当を返してよ!」と叫びました。

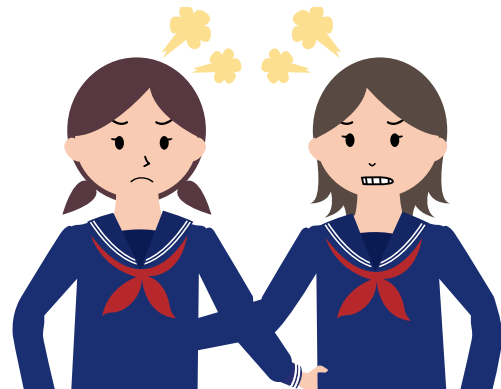


ところが、春菜は、「あれは私のお弁当でしょ?いつも秋穂は私の分も料理を作ってくれるじゃない。どうして今日だけ自分のお弁当なんて言い張るの?お弁当がなければ困るから返さない。」と言いました。

秋穂は、「とにかくお弁当を返してよ。」と言いましたが、春菜は、返す素振りを全く見せないで、ついに秋穂は春菜の持っていたカバンを力づくで奪い取りました。

春菜も負けじと秋穂からカバンを奪い返そうとしたので、自分のお弁当をどうしても取り返したかった秋穂は、思わず春菜を振り払ってしまいました。

すると、春菜は転んでしまい、手足をすりむいてしまいました。



3年()組()番 氏名

友達同士のけんか

1 二人の主張

春菜



お弁当を持っていったのはいつものことだし、ケガをさせられたのだから秋穂のことは許せない。

秋穂



どう考えても私のお弁当を勝手に持っていくのがおかしいし、それが原因でケガをしたんだから悪いのは春菜でしょ。

2 話し合いのルール

Blank area for writing the rules of discussion, featuring horizontal dashed lines for text entry.

3年()組()番 氏名

事例をもとに紛争解決について考えてみよう

基本的な事実

36歳のXさんは、2004年5月28日午後10時25分頃、Yさんの運転する自動車にはねられて重傷を負った。

さっそく警察がこの事故について調べたところ、次のようなことがわかった。



Yさん

Xさん

事故の状況

- ① — 事故現場はせまい県道で、見通しの悪いカーブだった。
- ② — 現場の制限速度は時速30キロメートルであるが、Yさんの自動車は時速60キロメートルで走行していた。
- ③ — 事故直前、対向車線から大型のダンプカーがセンターラインをはみ出しそうになってYさんが運転する車に向かってきていた。Yさんは、そちらに目を奪われており、Xさんが道路を渡ろうとしていることに気付くのが遅れた。
- ④ — 事故現場には、横断歩道がなく、30メートル先の信号にしか、横断歩道はなかった。
- ⑤ — Xさんは、入院はしないで済んだが、3か月の通院治療を余儀なくされた。また、治療費は月に20万円かかった。
- ⑥ — Xさんは、月収30万円の仕事についていたが、けがで仕事ができず給料をもらえなかった。

Xさんには妻と子（中学生）がいたが、事故後、経済的にも苦しくなったため、Yさんに治療費などを請求することにした。一方、Yさんも生活に追われているため、ぎりぎりの額まで支払額を抑える必要が生じた。

参考条文 (不法行為による損害賠償)

民法第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保障される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

司法制度 (2/4)

() 組 () 番 氏名 ()

学習課題

○復習～紛争解決するために～

当事者どうしが話し合っ解決→①【 】

話し合っても解決できない、一度当事者同士で納得しても後からトラブルになることもある→②【 】

※②の場合は③【 】に基づく解決を行う

○交通事故の状況を整理しよう～資料の番号で書こう～

XさんがYさんを追い詰めることができるかもしれない証拠	Yさんが有利になるかもしれない証拠

ポイントとなる法

(不法行為による損害賠償)

民法第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保障される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○裁判官になって、判決を下そう

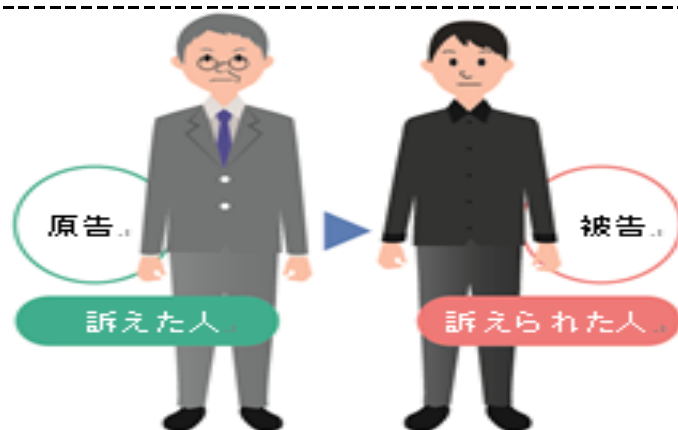
私が裁判官だったら、Yさんに対して、

「Xさんに () 円払え」

という判決を下します。

理由は、

メモ



交通事故の事例における支払い金額の例

～Yさんが支払うべき金額はどのように計算されるのか～

支払うべき費用の種類	計算方法	支払うべき金額
①Xさんの通院治療費	月 20 万円×3 ヶ月	60 万円
②逸失利益 《Xさんがけがをしなかったらもらう ことができたはずの給料》	月 30 万円×3 ヶ月	90 万円
③傷害慰謝料 《傷害によって生じた精神的苦痛に対 する損害賠償の金額》 (Xさんのけがは、3 ヶ月の通院で完 治したものとみなす。)	日本弁護士連合会の基準による。	73 万円
④過失相殺 《Xさん、Yさんのどちらかに過失(過 ち)があったのかを考える》	A) Xさんは横断歩道を渡らなかった。 ・ Xの過失：30% ・ Yの過失：70% B) Xさんは夜間見通しの悪い道路を 横断した。 ⇒Xに5%の過失を加える。 ・ Xの過失：30+5=35% ・ Yの過失：70-5=65% C) Yさんは30km オーバーで走行し ていた。これは重過失である。 ⇒Yに20%の過失を加える。 ・ Xの過失：35-20=15% ・ Yの過失：65+20=85% 以上から (①+②+③) × 0.85	(60 万+90 万+73 万) × 0.85 = A 円
⑤弁護士費用 (損害額の10%程度支払う)	A 円 × 0.1	= B 円

合計：A 円 + B 円 = 円

※あくまでこれは参考例の1つであって、実際は、様々な状況において支払金額は異なるので注意しよう。

《交通事故による賠償請求の例》

「7億2700万円を賠償請求 交通事故死で大手電機店社長」（2004年10月6日現在）

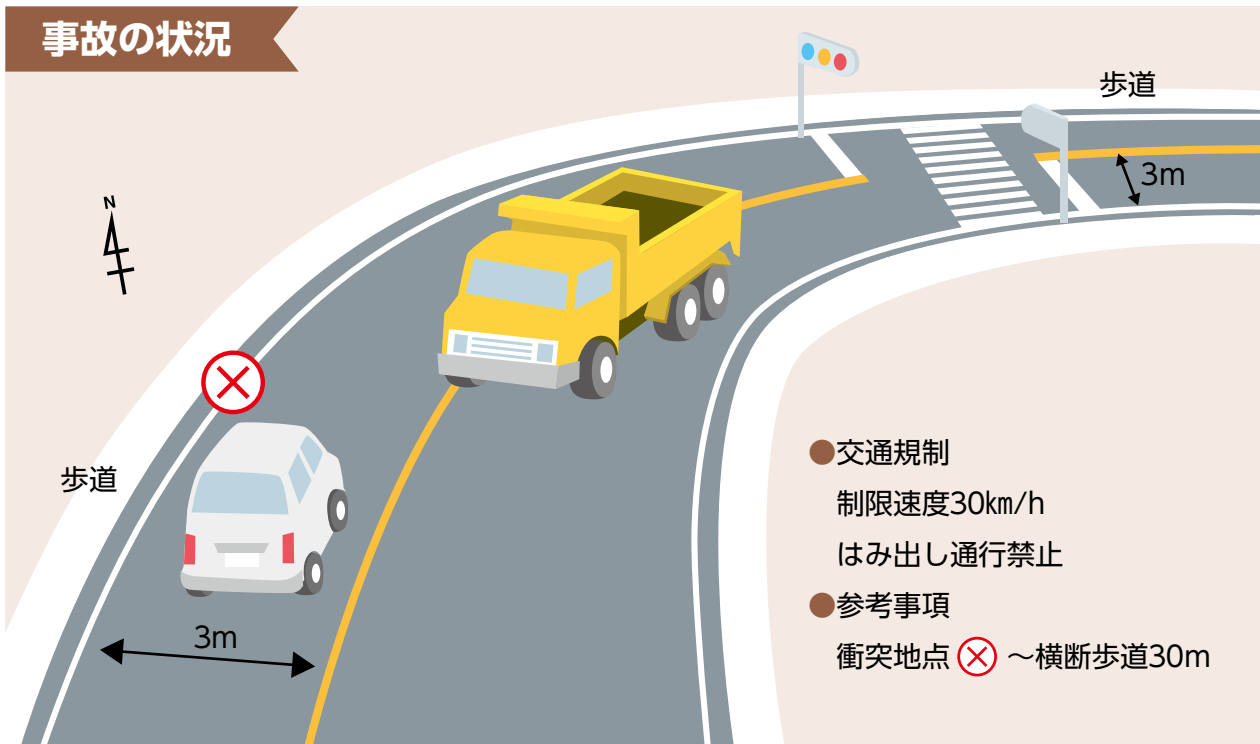
家電量販最大手の電機店の社長の長女（当時26）が02年12月、前橋市内の市道で乗用車にはねられて死亡した事故をめぐり、社長が7日までに、この車を運転していた当時の会社員の男性（23）に対し、7億2691万円の損害賠償を求める訴訟を前橋地裁に起こした。

訴状などによると、男性は同年12月23日夜、前橋市日吉町4丁目の市道で、赤信号を無視して交差点に侵入し、青信号の横断歩道をわたっていた社長の長女をはねて約40m引きずり、死亡させたとされる。

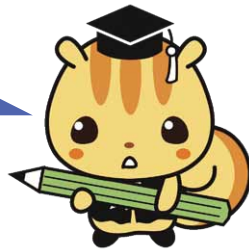
長女は当時同社の社長室長。社長の一人娘で、35歳で取締役、50歳で社長に就任していたと想定し、生涯所得を少なくとも7億6272万円と試算している。男性は業務上過失致死罪で禁固2年の判決が確定。

3年()組()番 氏名

事例をもとに紛争解決について考えてみよう



XさんとXさんの弁護士、YさんとYさんの弁護士それぞれの立場で今回の出来事について主張できることを整理しましょう。



Yさんの主張
(A・C)



Xさんの主張
(B・D)



A : 対向車線から大型のダンプカーがセンターラインをはみ出しそうになって車に向かってきた。



B : せまく見通しの悪いカーブなのに制限速度の30キロメートルをオーバーする60キロメートルで走行していた。



C : 事故現場には横断歩道がなく、30メートル歩けば横断歩道があった。



D : 治療費が60万円かかり、さらに仕事ができず90万円分の給料がもらえなかった。

3年()組()番 氏名

事例をもとに紛争解決について考えてみよう

あなたが裁判官だったら、Yさんに対して「Xさんにいくら支払え」という判決を下しますか。金額とその理由を書いてみましょう。



私が裁判官だったら、Yさんに対して「Xさんに()円払え」という判決を下します。理由は次の通りです。

.....

.....

.....

.....

.....

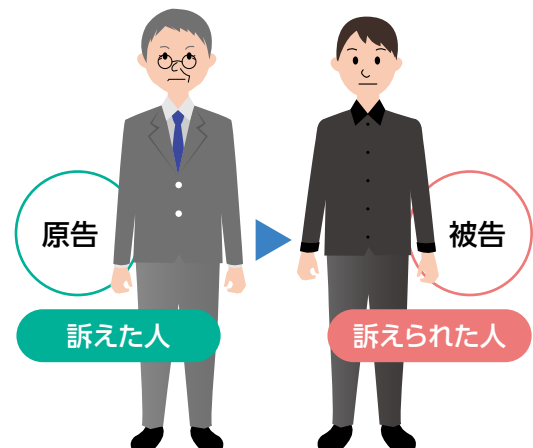
.....

.....

.....

民事裁判

民事裁判は当事者では解決が困難な紛争に対して、第三者による()に基づく解決を図る役割を果たしています。訴えた人が()となり、訴えられた人が()となって主張し合い、判決以外にも「示談」「和解」などの様々な解決方法がとられています。

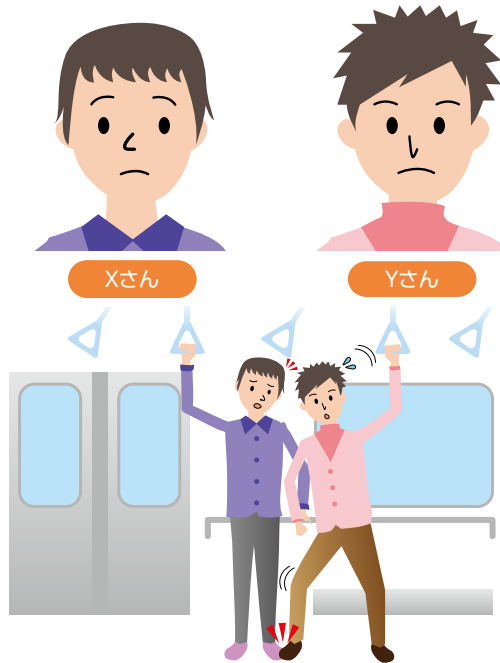


3年()組()番 氏名

事例をもとに民事裁判と刑事裁判の特徴を考えてみよう

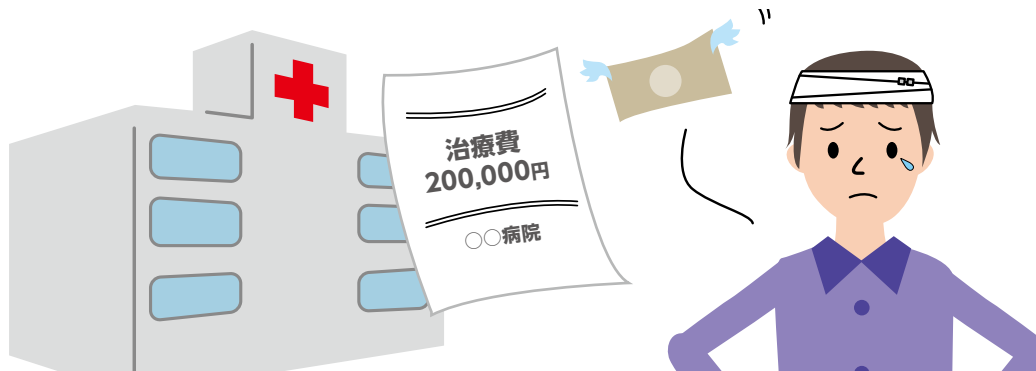
電車における傷害事件

Xさんは、電車でたまたま隣り合ったYさんが、よろめいて足を踏んだので、思わず、「痛いよ、気を付けて。」と注意しました。すると、Yさんは、いきなり怒り出して、「生意気だ。」などと言い、Xさんを両手で突き飛ばしました。そのため、Xさんは転倒して、頭を切るけがをしました。



Xさんは、Yさんを捕まえようとしたのですが、Yさんは、次の停車駅で電車から走って逃げてしまいました。

Xさんが、その後病院に行って診察してもらったところ、頭を5針縫うけがで、全治1か月と診断されました。Xさんは、治療費として合計20万円を病院に払いました。



参考条文 刑法第204条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3年()組()番 氏名

事例をもとに民事裁判と刑事裁判の特徴を考えてみよう

裁判所の法廷の写真を見ながら、それぞれの立場の名前と役割を確認しましょう。



法務省と内閣官房による模擬撮影



裁判官

双方の言い分を聞き、判決を下す。



検察官

犯罪を立証し、刑の言渡しを求める。



被告人

自分が犯人として行ったと疑われている行為について、裁判を受ける。



弁護士

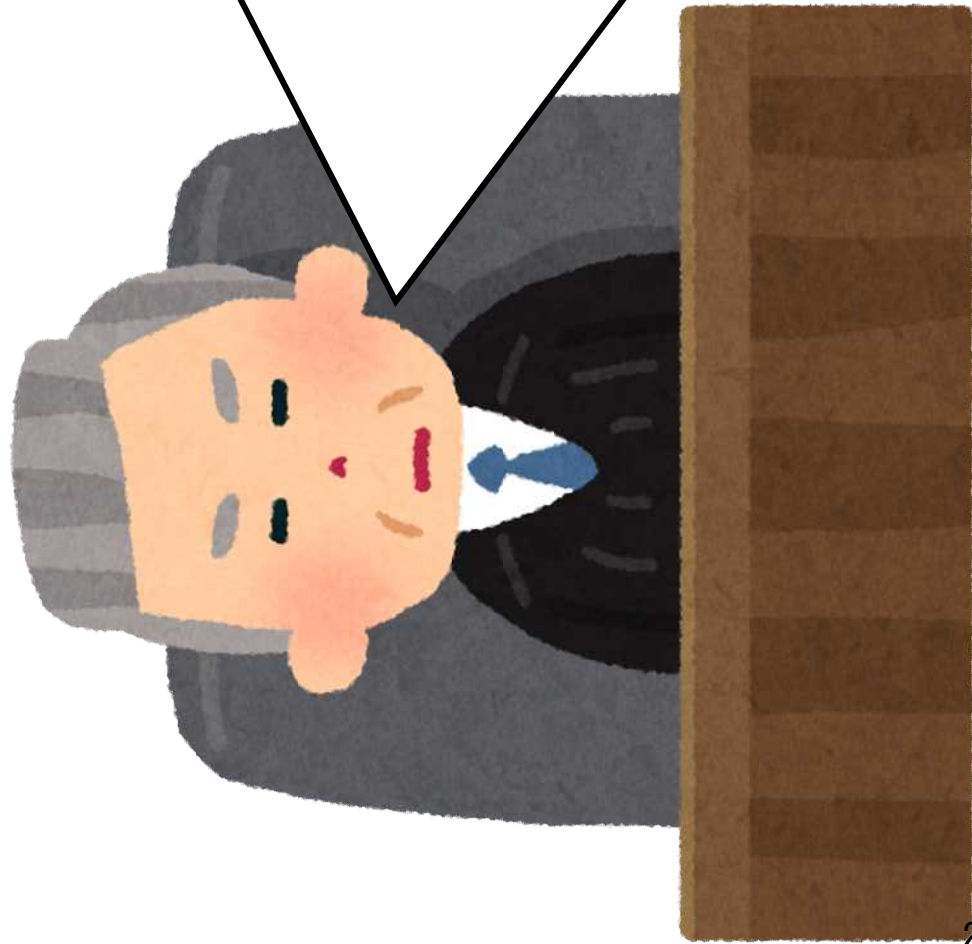
被告人の言い分を裁判官に伝え、被告人を弁護する。



裁判員

被告人が有罪かどうか、有罪の場合はどのような刑にするかを裁判官と一緒に決める。

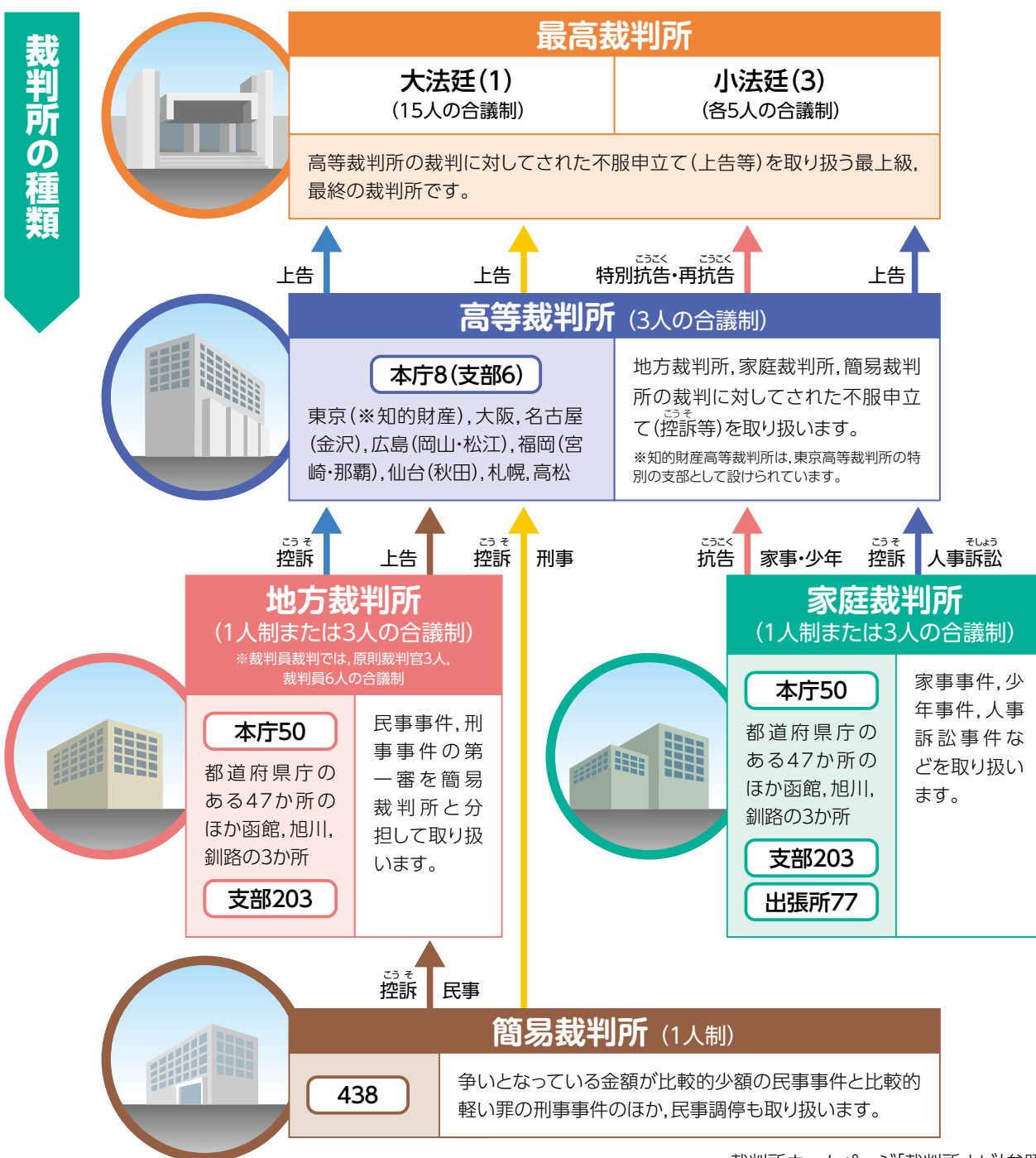
- ①Xさんが、Yさんを注意しなければ今回のトラブルは起こらなかったと思いますか
- ②Xさんが言った「痛いよ、気を付けて」は、どのような言い方でしたか
- ③Xさんが、Yさんに突き飛ばされたとき、手には何か持っていましたか
- ④Yさんは、Xさんの足をわざと踏んだわけではないのに注意されて腹が立ったんですよね
- ⑤突き飛ばすことはひどいことなので、法律にはありませんがYさんは電車に乗ることを禁止したいと思いませんがよいですか
- ⑥Yさんは、どうしてXさんをケガさせようとしたのですか
- ⑦突き飛ばされてケガをしたXさんは、どのように感じましたか
- ⑧Yさんは、逮捕されることが怖くなって逃げたのですよね
- ⑨Yさんは、電車に乗るのが好きですか
- ⑩Yさんは、どうしてXさんを突き飛ばしたのですか
- ⑪Yさんは、どうして逃げたのですか



三審制

裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の5種類があり、役割分担がされています。

事件の内容によって、簡易裁判所か地方裁判所あるいは家庭裁判所で最初の裁判（第一審）が行われます。その裁判に納得がいかないときは、上級の裁判所に不服を申し立てることができます（第二審）。その裁判に憲法の違反があるときなどには、さらに上級の裁判所に不服を申し立てることができます（第三審）。最高裁判所は、終審の裁判所ですから、その裁判は最終のものとなります。



裁判所ホームページ「裁判所ナビ」参照

司法制度（4／4）

（ ）組（ ）番 氏名（ ）

学習課題

○私は、裁判官になって判決を言い渡せるとしたら【 やりたい ・ やりたくない 】

理由は、

→ 【 】

①

②

○判決を出そう

I. 参考にする法→【刑法第148条】

1項 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

※行使の目的（お金として使う目的など）がなければ、処罰されない。

2項 偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も前項と同様とする。

※偽札と知らずに使った場合は処罰されない。

↓

II. 証拠を分類してみよう（アルファベットで書く）

【確認ポイント①】偽札を使う目的で作ったかどうか？	
そうだと思う（被告人に不利）な証拠	そうではなかったと思う（被告人に有利）な証拠
【確認ポイント②】偽札と知っていて使ったかどうか？	
そうだと思う（被告人に不利）な証拠	そうではなかったと思う（被告人に有利）な証拠

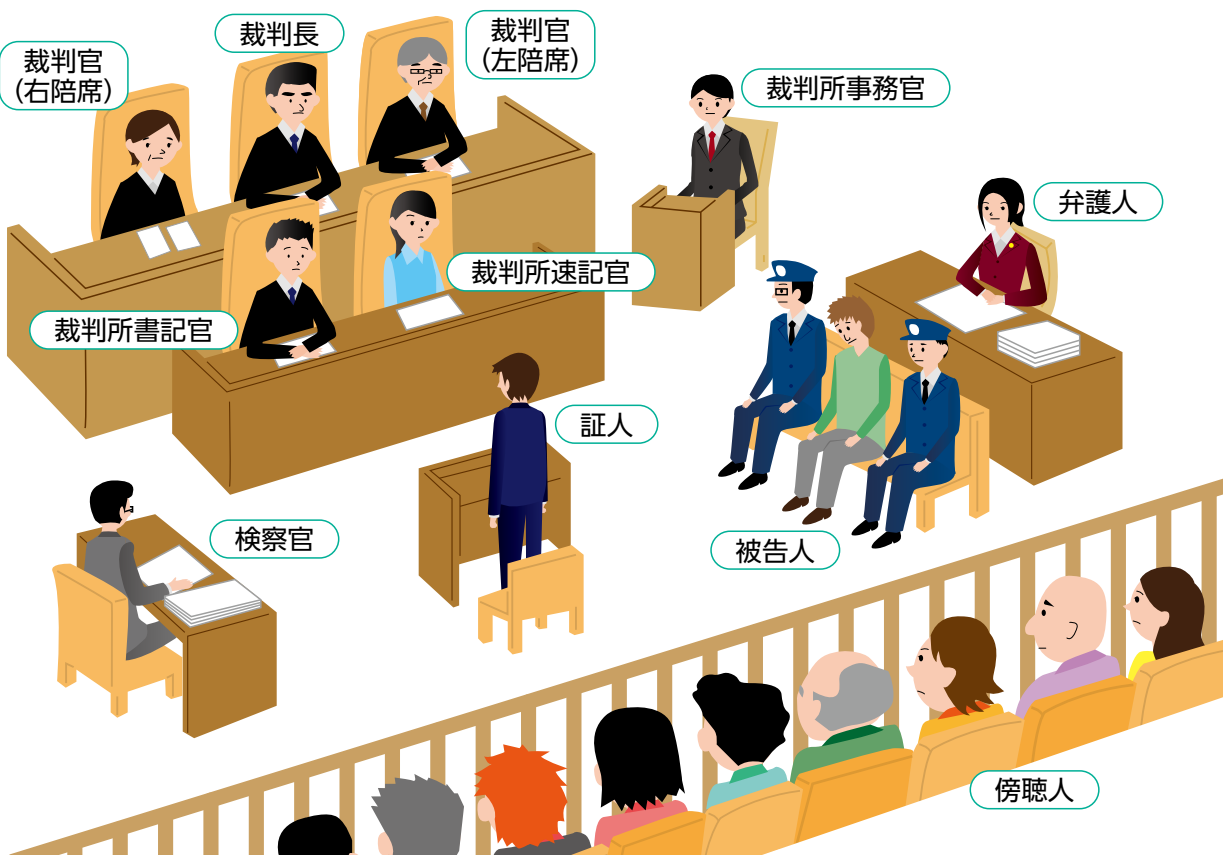
III. 判決！【有罪・無罪】、（有罪の場合、懲役【 】年に相当すると考えられる。）

なぜなら、

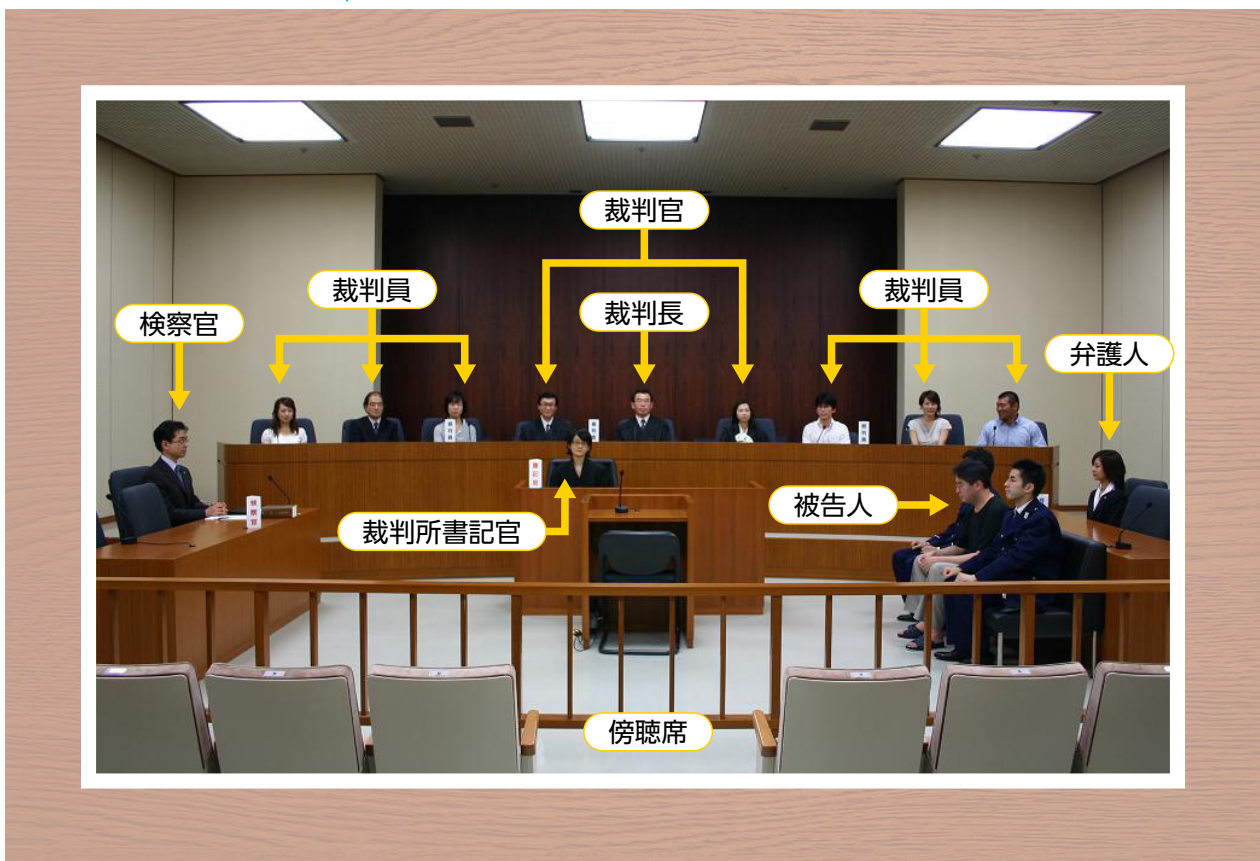
○課題について考えよう

私の意見	友達の「なるほど」意見

裁判官のみの場合



裁判員が加わった場合



法務省と内閣官房による模擬撮影

裁判員裁判の事例

現住建造物等放火被告事件

被告人は、妻と離婚した後、自分が誰にも必要とされていない人間だと思い込むようになりました。自殺をしたり、犯罪を犯して刑務所に収容されたりすれば、思い悩む日々から抜け出すことができると考え、勤務先の倉庫に放火することを決意しました。従業員3名がいる建造物に、段ボール板にライターで火を放ち、建造物を焼損しました。

殺人被告事件

被告人は、仕事に就くことができず収入がないことなどから、預金が減っていくことに不安になり、路上生活になると思い込むようになりました。母にかわいそうな思いをさせるくらいなら、いっそ殺害した方がよいと思い、殺意をもって母を死亡させました。

殺人被告事件

被告人は、重い病気にかかって、家族にも感染させているなどと思い悩むようになり、自殺しようと考えました。妻を一人残すと辛い思いをさせると考え、妻と無理心中することを決意し、死亡させました。

道路交通法違反、危険運転致死傷被告事件

被告人は、酒気を帯びた状態で、普通乗用自動車を運転しました。信号機のある交差点で、信号が赤色にもかかわらず、わざと無視しました。時速140キロメートルの速度で交差点に進入し、左方道路から信号に従った被害者の普通乗用自動車に衝突させました。被害者を出血死させて、被害者の同乗者に6か月間の治療を要する傷害を負わせました。

覚せい剤取締法違反、関税法違反

被告人は、共犯者らとともに、営利の目的で、フランスの空港で航空機に搭乗する際、覚せい剤約1895.73グラムが混入された水溶液入り瓶3本を隠したスーツケースを、手荷物として預けて積み込ませました。日本の空港でこのスーツケースを航空機から運び出させて輸入し、その事実を申告せずに検査場を通過しようとしていました。

強盗致傷被告事件

さい銭箱から現金を盗もうとした被告人は、見回り中の被害者に声をかけられて逃走する際、逮捕を免れるため、被害者に暴行を加えて全治約3か月間を要する傷害を負わせました。

傷害致死被告事件

被告人は、体の麻痺のため寝たきりの状態であった妻に対して、献身的な介護を行っていました。準備した食事を妻が嫌がったことなどに腹を立てて、妻に対して暴行を加え、傷害を負わせ、その傷害により死亡させました。

共通点

相違点

お金を作って、使ったか

事件の概要

被告人は、使用する目的で、インクジェットプリンター複合機を用いて、真正な金額1万円の日本銀行券を白紙に複写して裁断する方法で、通用する金額1万円の日本銀行券を偽造し、さらに、商品購入代金の支払として、偽造した金額1万円の日本銀行券を真正なもののように装って、お店で手渡して使用したとして起訴されています。被告人は、偽札を作ったことはあるが本物のお金として使う目的はなかった、また、その偽札を使ったことはないと言って、無罪を主張しています。



証拠(事実)



A : 被告人の財布の中から、お店で使われた偽札と記番号が同一の本物の1万円札が発見されました。



B : 被告人の部屋には、インクジェットプリンター複合機、カッターマットなどの道具がありました。



C : 偽札は、一見すると本物ととてもよく似ています。ただ、よく観察すると、本物とは色が少し違っていて、本物と並べて見ると、偽物かもしれないと疑うことができるような外観でした。



D : 偽札は、1枚の紙の表裏に1万円札の表面と裏面がずれないようにコピーして、裁断する方法で作られています。



E : 被告人の友人は、「被告人は、最近、『この前興味本位で試しに偽札を作ったが、意外とうまく作れるもんだね』と私に話しました」と証言しています。

お金を作って、使ったか



F：お店で使用された偽札に付着した指紋を鑑定した証人は、この指紋は被告人のものだと言っています。



G：偽札がそのお店で使用された同じ日に、被告人は、ポイントカードを同じお店で使用しています。



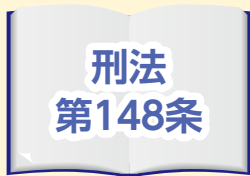
H：偽札がそのお店で使用された時刻の1分前に、被告人は、友人に、「今自宅でくつろいでいる」という内容のメールを送っています。



I：防犯カメラの映像に映った犯人と被告人の衣服は、被告人の部屋の捜索で発見されたものとよく似ています。



J：犯人は、四つ折りに畳んだ1万円札の上に、本物の千円札を重ねて店員に差し出しています。





- 1項 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。
※行使の目的（お金として使う目的など）がなければ、処罰されない。
- 2項 偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。
※偽札だと知らずに使った場合は、処罰されない。



3年()組()番 氏名

「お金を作って、使ったか」の証拠をもとに考えよう

被告人に不利な事情 そうだったと思わせる事情	問題となっている 事実	被告人に有利な事情 そうではなかったと思わせる事情
()	<p>本物のお札として使う目的で、 お店で使われた 偽札を作ったか</p> 	()
()		()
()		()
()		()
()	<p>偽札であると 知っていて、 偽札を使ったか</p> 	()
()		()
()		()
()		()

資料1 各時における「なぜ、裁判は必要なのか」に関する生徒の記述

なぜ、裁判は必要なのか					
名前	第1時	第2時	第3時	第4時	単元のまとめ
S1	紛争が起こって話し合いなどで公正に解決できるときもあれば、2人だけでは解決できない場合もある。だから 他人(裁判官)が間に入り 、法律などで 解決 するためには裁判は必要だと思いました。	民事裁判のとき、事故を起こしてけがをさせたり、働けなくなったりするとその損害としてお金を払うから。 その値段を決める ため。	犯罪を犯した人を 有罪か無罪か判断し、罪を与える ため。	法にふれた行為などをした人にとどのくらいの処罰を与えるかを決めるため。	争いや犯罪 が起こった時に、 第三者 を入れて公正に判決するため。
S2	自分は2人で紛争など複数人で起きたときにその 話をまとめ る人が必要だと思えます。なので自分は裁判は、必要だと思えます。	なかなか話が解決しないときに、裁判は必要だと思う。	その人が、どんなことをしたのか、わかったり、それを明らかにしてその人に 刑を言うたりする ために必要。	その人が、どんな刑を必要か、罰するために必要。また、事件を解決できたりすることもあるから必要。	人との トラブル など 解決 できないときに、公正な 第三者 が中に入り互いの意見をまとめどちが悪いかを決めるために、裁判は必要だと思えます。
S3	人同士の 紛争を収め 、両者とも納得させる最後の手段として必要。	人同士のトラブルを解決し、このことに対し、再びもめないよう、納得する決まりを作るために必要。	個人では、取り扱いができず法に基づいて、公正に判断し、 人を裁く ために必要。偏見や誤解がないような場所でもちらの言い分も聞ける。	一般的な意見 があることで、 より適切な判断 をし、公正につながるため。	人同士では、どうしようもない トラブルを解決 する1つの手段として必要。また、一人一人の人權を尊重し、公正に 第三者 からの判断を必要とすると、被害者が死んでいて、訴えて裁判を行うことができないため、検察官が必要であり、その場合も法に基づいて公正にその人を 裁く ためのものとして必要。
S4	裁判官を 間にに入れて 効率よく公正に決めるために必要。	被告と原告が平等に 賠償する責任を判断 するため。	裁判は、ただ判決をする場所ではなくて、互いの言い分を聞き、裁判長などがどちらにもひいきせず「公正」に判決を出す。	一般常識的な視点 があると、 より適切な判断 ができるため。	裁判官を 間にに入れて 、双方の意見や主張を聞いて、互いに納得のいく「公正」な判断をするため。
S5	裁判官(第三者) を間にいれて効率よく、公正に決めるために必要。	当事者同士では解決できないから裁判で公正に決めるため。	犯罪を起こしてしまった人の 罪を決める ため。	裁判をして、判決を決めて裁判官がしっかりと公正に裁判をしているかを確認するために国民が参加する。	裁判官(第三者)を間にいれて効率よく、公正に決め 当事者同士で解決 できない場合に、そして 犯罪 を起こしてしまった人のためになる。
S6	紛争を平和に解決 するため。これ以上紛争が大きくならないようにするため。	解決しなかった紛争を裁判官に入ってもらって解決してもらうため。	その事件を解決するため。起こった事件の本当のことを調べるため。	有罪か無罪かを決めるため。	事件を解決するため。悪いことをした人を 罰するため 。訴えられた人が 有罪か無罪かを判断 するため。

S7	<p>仲介役が必要なので大きいことがあったときに裁判が必要。</p>	<p>お金の問題や自分で解決できないときに、裁判を使い裁判官が公正公平に判決を出すため。</p>	<p>相手が逃げたりして一人じや捕まえられないときに裁判を起して警察の人に捕まえてもらい判決を下すため。</p>	<p>裁判員も入れて多い人数で公正な判決を出して被告人も納得できる判決を決めるため。</p>	<p>事件があったとき仲介役を入れるために裁判を行い、公正公平な判決を決めて無罪の人を捕まえないようにするため。法律に基づいて罰するため。</p>
S8	<p>何か紛争が起こったときに両者が激しく対立し合わないよう、第三者としての役割を果たす上において必要不可欠なものではないかと考えます。</p>	<p>当事者同士では解決できないため、裁判で公正に決める必要があるから。</p>	<p>原告と被告のどちらかの言い分が正しいか判断するため。</p>	<p>一般常識的な視点があることで、より適切な判断ができるため。</p>	<p>ただ悪い人を裁くだけではなく、ちよつとしてヒートアップしてしまつたけんかを抑えるためにあると思う。第三者として役割を果たすうえにおいて、必要不可欠な者だと思えます。</p>
S9	<p>2人だけで問題や紛争解決できない場合に仲介役が欲しいから。</p>	<p>お互いに不満が残つたままより、しっかりと決着がついた後に、生活した方がいいから。</p>	<p>警察(ママ 裁判官?)が、どれだけ罪を受け渡すか決めるため。</p>	<p>自分たちがしつかり理解し、関心を持つため。</p>	<p>周りの人とトラブルがあったときに、裁判の絶対の判決に従えばお互いの不満はないままに暮らせるから。</p>
S10	<p>裁判は、誰かが悪いことをしたと金とても大切なこと、どちらが悪いかを決めること。</p>	<p>裁判は何か事故などを起こしてしまつたときに、裁判長などが判決を言うときに必要。</p>	<p>裁判は、ただ判決を言う所ではなくて、相手の言い分を聞き裁判長はどちらにもひいきせず、判決を出す。</p>	<p>犯罪を起こした人の判決を言うだけのところではなく、一般の人を裁判に呼び出し参加してもらうため。</p>	<p>裁判は、人の判決を言い渡すところであり、裁判がもしないと、世の中犯罪だらけになつてしまふこということで裁判はないと大変になる。</p>
S11	<p>一人が一方的な行動をとることによって困り、周りに迷惑がかり困るから。そして、争いを収める最終手段でもある。</p>	<p>当事者同士では解決できないから裁判で公正に決めることが必要。</p>	<p>原告と被告のどちらの言い方が正しいか、判断をする場所。</p>	<p>一般的視点からより的確な判断をすることができているのが裁判である。</p>	<p>裁判は被告(ママ 被告人か?)をさばげなければならぬ。そのため、公正にし、そして被告にちゃんと判決を言い渡さなければいけない。</p>
S12	<p>仮に、この世に裁判がなかったとすると、世の中はルール法律という言葉が無視し、腐敗すると思います。犯罪も増える一方です。特に裁判に關しては、必要不可欠です(日本では)。</p>	<p>もし、裁判がなかったとしたら、前回にも言った通り治安の悪化が大きく進むし、国自体を維持していけない可能性も無論ありえます。</p>	<p>裁判は悪人を時に裁き、無罪の人を救います。しかし、世の中にはすべて話し合っているとは限らず、えん罪、めん罪があります。その中でいかに公平な裁判を行うかが重要です。</p>	<p>一般的な常識的な視点からより適切な判断をすることができているのが裁判である。</p>	<p>まとめとして、ルール、法律にともなつて公平・公正に有罪か無罪かを決めるためにあるのです。裁判があるからこそ法律もルールも保てるのともいいます。</p>
S13	<p>お互いの意見が対立して解決に向かわなかったり、その人の日常や考えが正しくないことがあるから、裁判で一般的な常識や、正しいとされている考えを基準に考えることができるから。</p>	<p>それぞれの主張や証拠を基に、それぞれの過失を考えたり、法に基づいてそれぞれおの過失の大きさを計算できるから。</p>	<p>公平な立場から、法にのつとつて、罪の重さを決めることができるから。</p>	<p>罪を犯したかどうかを決める大切な場所、これによって公正に判決が下され国の治安を維持したり、安心して暮らせるようにするため。</p>	<p>争いごとや、罪人を、公正に、法に基づいて裁くことができ、色々な仕組みで平等になるようになってきているから。</p>

S14	何か紛争が起こったときに、両者が激しく対立し合わないように 第三者 としての役割を果たす上に置いて必要不可欠なものではないかと思えます。	事故の発生時、 損害賠償 などをめぐってトラブルは起こりかねません。そこで、裁判所は公正な立場で 判断 を下す上において大切であると思えます。	裁判は、全てのことにおいて公正を守り決議。両者にとっても納得のいく判決を出さなければなりません。ただ、その役目を果たすことができるのが裁判のため必要だと思えます。	裁判は、国民に対して、存在力を発揮し、 関心 を持つ上で重要な役割を果たします。公正な判断をしていることを証明するために裁判所はあるのだと思えます。	裁判は、公正かつ納得のいく判決を下す、いわばプロのような存在だと思えます。そのため、裁判は司法の主な権力としてなり立っているのだと思えます。
S15	第三者 から見ても、ここはダメ、個々は尊重すべきなど、落着いている人が2つの案を見て冷静に判断する必要があるからだと思います。	お互いに適している判断 をできるよう裁判長が、2つの意見を見て 判断 を下すため。	2つに分けることで、話の食い違いがなくなっていくと思えます。	一般の人も参加させることにより、 関心 を法について深めるため。	これまでの授業を通してやはり裁判は2つの意見を聞き平等な聞き方で判決を下すことが必要なのかなと思えました。
S16	2人だけで問題や紛争解決できない場合に 仲介 役が欲しいから。2にんだけど、争いや解決ができないため、中継役として話せる人が欲しいから。	大人になるとお金がやっぱり大きくなるから。	悪いことをしたか しなかつたかをはっきりさせるためにある。	いろんな視点 から見ること、 いろんな意見 を出せるから。	悪い、悪くないか をはっきりさせないと、損する人や得する人が出てきて、それから解決できないから。
S17	それぞれの立場に立って、意見を伝え合うため。	互いの立場で 正しい判断 をするために、法を基にして決めるため。	裁判は証拠を基に本当のことを確かめるため。	様々な目線 からそのことについて考え、意見を出すため。	正しい手続きをして、公正かつ中立な立場で世の中の トラブル を法に基づいて判断するため。
S18	トラブルを起こした人だけで話し合うと、またちがうトラブルが起こりかねないので 仲介 に入るために必要だから。	当事者が 正確な請求 をしているかや 正しい判決 をもらうため。	刑事裁判で正しい判決で 正確な罰金 などを命じるため。	罪を犯した人を公正に裁き、 国内の治安 を守るため。	当事者が トラブル を起こした時、 仲介 に入る必要があり、原告が 正確な額 の請求をしているかや、 正しい判断 や 罰金 を命じたり罪を犯した公正に 裁き国内の治安 も守ったりするので必要。
S19	解決できなかった問題を 仲介 役として 第三者 が入って解決するために裁きが必要。法律に基づいてやることによって必ず解決できる。	原告も被告も主張することができると、被告も罪(ママ賠償か?)を軽くすることができると。原告は、法律を基にしてお金をもらうことができる。	刑事裁判は、 処罰 を決める。納得いかなかった場合は3回まで再審がすることができると。民事裁判より罪は重くなるかもしれないけど、納得いくこともできる。	裁判は、 意見 を取り入れ、公正に判断するためだと思う。	裁判は、自分たちで解決できなかった問題を、他の人にはいつてもらって解決するもの。裁判があることによって 被害者 が 納得 できる 結果 にできること。
S20	僕は今回の授業で思ったことは 対人トラブル を 解決 するために必要だと思えました。	今回の授業で初めて裁判の仕組みが分かりました。ただ犯罪人を裁くだけではなく、対人トラブルのことも裁判が起こせることは知りませんでした。	欠席	今回の授業では、一般人が裁判員として裁判に参加できると聞きました。僕はその制度は裁判官という専門の人だけではなく、 民衆の意見 も聞ける	これからも裁判員になったときは、計4回の授業内容を基に、自分の意見を共有していきたい。

					て良いものだと思います。	
S21	仲介役がほしいから。	仲介役がほしいから。話し合いだけではおさまらなかったから。	有罪か無罪かを決めるために必要だから。有罪の罪の重さを決めるために必要だから。	自分のしてしまった罪を被告人にわからせるため。	対立している人は、 仲介役 がいらないと取まらないから。	
S22	その後に悪影響を出さないためにも、裁判を下して、最善のこをつくすから。	原告人(ママ 原告か?)と被告人(ママ 被告か?)が平等に 賠償する責任と判断 するため。	原告と被告のどちらの言い分が正しいか判断するため。	一般常識的な視点 があることで、 より適切な判断 ができたため。	トラブルを解決 するために裁判を通じて原告、被告の決断を慎重に確実に判断するため。	
S23	自分たちだけで話し合いや方法だけではどうしても解決できないとき、裁判の中立の人々にどちらが悪いかが解決策を見つけてもらうため。つまり、裁判に 仲介役 になってもらうために必要である。	事故などの場合、 どちらに過失がどのくらいあって、賠償金をいくらもらうか 本人たちでは決めることができないから。また、 慰謝料 なども欲しかった場合、弁護士連合会の基準で決めてもらえ、払うことが義務になるから。	傷害などの刑法にかかわる事件があったとき、当事者同士では解決できないので、 刑事裁判によって有罪か無罪か、刑法はどうか なるかなどを公正に決める必要があるから。罪を犯した人を 裁く ため。	殺人被告事件や強盗事件など、被告人が起こした事件を公正に証拠を見て、法に基づいた判決を下すため。そして、犯罪をしてしまった人を取り締まり社会みんなが 安全に暮らせる ようにするため。	民事裁判の場合は、どちらに 過失があつて、賠償金をいくら払うか などを決めてもらう。 仲介役 になるために、必要である。刑事裁判では、 犯罪を行った疑いがある被告人を有罪か無罪か決める、刑を決める ために必要である。	
S24	裁判はなぜ必要かという 対立している人たちの間に両者の意見を聞いて案を提案してくれる人 が必要だと思つたからです。誰かが間に入ってくれないとまた紛争がはいじまってしまうかもしれないからです。	一度当事者同士で納得しても後からトラブルになってしまうように、話し合いをしつかりと解決できるようにするため に裁判は必要だ と思う。	起こった事件の本当のことを調べるため。	裁判官だけで、判決を下すのではなく、 国民のいろいろなき意見を聞きながら裁判は行つていけばより公正になる 。	この授業を通して、 紛争 はなぜ起きたのかトラブルにならないために、裁判はとでも大切だと思つています。裁判官が良い判決を出したら公正に 紛争が終える ことができると思つました。	
S25	欠席	欠席	欠席	被告人が本当にやったのか事実を確認するため。	自分たちで解決できない トラブル が起きたときに、裁判官、検察官、弁護士がいる裁判でより公正な話をするときに必要なから。	
S26	左のこと(まず、紛争をしているとき、話し合いをするときにはルールがあつて、その中で話し合いなどをして解決していく。)が2だけでは解決しづらいときに誰かが 仲介役 にならないといけないから。	2人が話し合うときに、裁判所でなかつたら、そこで紛争が起きてしまうかもしれないから。	2つの裁判において、どちらとも、そのことについて、解決することが目的になっていると思う。	国民ではなく、国の人たちばかりに押し付けるのでは、 国民主権 の意味がなくなつてしまう。	紛争を当事者だけでは、解決しそうにない場合、または検察官が被告人に対して、 罪 があるとたときに、裁判が必要になって公正・公平そして、みんなが納得する判決を出すため。	

<p>S27</p>	<p>トラブルが起きたとき、その人たちだけで話し合いをしようと、解決せずにつらい思いをする人ができたり、新たなトラブルを引き起こしてしまうので仲介を入れるために必要だと 思います。</p>	<p>お互いに悪いと思っていないか、お互いに悪いと思っていないけど、お金を払いたくないなどと言ったときに、トラブルを起した人たちだけではなく、仲介を入れて、賠償をどれだ け払うのかを判決させるために必要。</p>	<p>ケンカをした人たちが解決しようとする、1人が逃げてしまっていた場合、まずは探さなきゃいけなかったりしなきゃいけないから。</p>	<p>1人で解決できなかつたり、警察(ママ 検察か?)だけで判断できなことを裁判官、一般の人を加えて、有罪か無罪かの判決をするため。</p>	<p>裁判は正しい手続きによって公正中立に行わなければならない。原則が司法権の独立。個別の裁判において裁判官は自らの良心に従い、憲法と法律だけに拘束されるという原則。</p>
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------

資料2 公正に関する生徒の記述

なぜ、裁判は必要なのか

名前	第1時間目	第2時間目	第3時間目	第4時間目	単元の最後
S1	<p>手続きの公正 紛争が起こって話し合いなどで公正に解決できるときもあれば、2人だけでは解決できない場合もある。だから他人(裁判官)が間に入り、法律などで解決するために裁判は必要だと思いました。</p>				<p>手続きの公正 争いや犯罪が起こった時に、第三者を入れて公正に判決するため。</p>
S2					<p>機会の公正 人とのトラブルなど解決できないときに、公正な第三者が中に入り互いの意見をまとめどちらが悪いのかを決めるために、裁判は必要だと思います。</p>
S3			<p>手続きの公正&機会の公正 個人では、取り扱いができず法に基づいて、公正に判断し、人を裁くために必要。偏見や誤解がないような場所などちらの言い分も聞ける。</p>	<p>結果の公正 一般的な意見があることで、より適切な判断をし、公正につながるため。</p>	<p>手続きの公正&機会の公正 人同士では、どうしようもないトラブルを解決する1つの手段として必要。また、一人一人の人權を尊重し、公正に第三者からの判断を必要とするときに必要となる。また、殺人事件などは、被害者が死んでいて、訴えて裁判を行うことができないため、検察官が必要であり、その場合も法に基づいて公正にその人を裁くためのものとして必要。</p>
S4	<p>手続きの公正 裁判官を間に入れて効率よく公正に決めるために必要。</p>		<p>手続きの公正&機会の公正 裁判は、ただ判決をする場所ではなくて、互いの言い分を聞き、裁判長などがどちらにもひいきせず「公正」に判決を出す。</p>		<p>機会の公正&結果の公正 裁判官を間に入れて、双方の意見や主張を聞いて、互いに納得のいく「公正」な判断をするため。</p>
S5	<p>手続きの公正 裁判官(第三者)を間にいれて効率よく、公正に決めるために必要。</p>	<p>手続きの公正 当事者同士では解決できないから裁判で公正に決めるため。</p>		<p>手続きの公正 裁判をして、判決を決めて裁判官がしっかり公正に裁判をしているかを確認するために国民が参加する。</p>	<p>手続きの公正 裁判官(第三者)を間に入れて効率よく、公正に決め当事者同士で解決できない場合に、そして犯罪を起こしてしまっただけの人のためになる。</p>

S7	<p>手続きの公正 お金の問題や自分で解決できないときに、裁判を使い裁判官が公正公平に判決を出すため。</p>			<p>結果の公正 裁判員も入れて多い人数で公正な判決を出して被告人も納得できる判決を決めるため。</p>	<p>結果の公正 事件があったとき仲介役を入れるために裁判を行い、公正公平な判決を決めて無罪の人を捕まえないようにするため。法律に基づいて罰するため。</p>
S8	<p>手続きの公正 当事者同士では解決できないため、裁判で公正に決める必要があるから。</p>				
S11	<p>手続きの公正 当事者同士では解決できないから裁判で公正に決めることが必要。</p>				<p>手続きの公正 裁判は被告(ママ 被告人か?)をさばけなければならぬ。そのため、公正にし、そして被告にちゃんと判決を言い渡さなければいけない。</p>
S12					<p>手続きの公正 まとめとして、ルール、法律にともなって公平・公正に有罪か無罪かを決めるためにあるのです。裁判があるからこそ法律もルールも保てるのもいます。</p>
S13				<p>手続きの公正 罪を犯したかどうかを決める大切な場所で、これによって公正に判決が下され国の治安を維持したり、安心して暮らせるようにするため。</p>	<p>手続きの公正 争いごとや、罪人を、公正に、法に基づいて裁くことができ、色々な仕組みで平等になるようになっているから。</p>
S14	<p>手続きの公正 事故の発生時、損害賠償などをめぐってトラブルは起こりかねません。そこで、裁判所は公正な立場で判断を下す上において大切であると思います。</p>	<p>手続きの公正 & 結果の公正 裁判は、全体的なことにおいて公正を守り決議。両者にとっても納得のいく判決を出さなければなりません。ただ、その役目を果たすことができるのが裁判のため必要だと思います。</p>	<p>手続きの公正 & 結果の公正 裁判は、国民に対して、存在力を発揮し、関心を持つ上で重要な役割を果たします。公正な判断をしていることを証明するために裁判所はあるのだと思います。</p>	<p>結果の公正 裁判は、公正かつ納得のいく判決を下す、いわゆるプロのような存在だと思えます。そのため、裁判は司法の主な権力としてなり立っているのだと思います。</p>	
S17					<p>手続きの公正 正しい手続きをして、公正かつ中立な立場で世の中のトラブルを法に基づいて判断するため。</p>

S18				<p>手続きの公正 当事者がトラブルを起した時、仲介に入る必要があり、原告が正確な額の請求をしているかや、正しい判断や罰金を命じたり罪を犯した公正に裁き国内の治安も守ったりするので必要。</p>
S19			<p>手続きの公正 裁判は、意見を取り入れ、公正に判断するためと思う。</p>	
S22			<p>手続きの公正 殺人被告事件や強盗事件など、被告人が起した事件を公正に証拠を見て、法に基づいた判決を下すため。そして、犯罪をしてしまった人を取り締まり社会みんなが安全に暮らせるようにするため。</p>	
S23		<p>手続きの公正 傷害などの刑法にかかわる事件があったとき、当事者同士では解決できないので、刑事裁判によって有罪か無罪か、刑法はどうかなるかなどを公正に決める必要があるから。罪を犯した人を裁くため。</p>		
S24			<p>機会の公正 裁判官だけで、判決を下すのではなく、国民のいろいろな意見を聞きながら裁判は行っていけばより公正になる。</p>	<p>結果の公正 この授業を通して、紛争はなぜ起きたのかトラブルにならないために、裁判はとでも大切だと思えます。裁判官が良い判決を出したら公正に紛争が終えることができると思いました。</p>
S25				<p>機会の公正 自分たちで解決できないトラブルが起きたときに、裁判官、検察官、弁護士がいる裁判でより公正な話をするときに必要なことから。</p>
S26				<p>結果の公正 紛争を当事者だけでは、解決しそうにない場合、または検察官が被告人に対して、罪があるとしたときに、裁判が必要になって公正・公平そして、みんなが納得する判決を出すため。</p>
S27				<p>手続きの公正 裁判は正しい手続きによって公正中立</p>

					<p>に行わなければならない。原則が司法権の独立。個別の裁判において裁判官は自らの良心に従い、憲法と法律だけに拘束されるという原則。</p>
--	--	--	--	--	------------------------------------------------------------------------